

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

運用マニュアル（案）

平成 29 年 5 月 1 日

（令和 6 年 10 月 1 日改定）

兵庫県まちづくり部建築指導課

目 次

《逐条解説編》

1	条例制定の趣旨	2
2	条例の目的〔第1条〕	5
3	定義〔第2条〕	6
4	県・市町・設置者及び管理者の責務〔第3条～第5条〕	11
5	設置禁止区域〔第5条の2〕	13
6	施設基準〔第6条〕	15
7	事業計画の提出〔第7条第1項、第2項〕	17
8	事業計画の変更（設置工事の着手予定日等の変更）〔第7条第3項〕	23
9	事業計画の変更（設置者の氏名等の変更）〔第7条第4項〕	25
10	設置の許可〔第7条の2〕	26
11	変更の許可〔第7条の3〕	28
12	近隣関係者への説明〔第8条〕	29
13	知事の定める法令等の事前手続〔第8条の2〕	32
14	工事完了の届出〔第9条第1項〕	33
15	工事廃止の届出〔第9条第2項〕	34
16	増設等工事の届出、許可等〔第10条第1項〕	35
17	設置者の氏名等の変更届〔第10条第2項〕	40
18	廃止の届出〔第11条〕	41
19	報告の徴収及び立入検査〔第12条〕	42
20	指導又は助言〔第13条〕	43
21	勧告及び公表〔第14条〕	44
22	措置命令〔第14条の2〕	45
23	国等の特例〔第15条〕	46
24	届出等をすべき太陽光発電施設等の事業区域の特例〔第16条〕	47
25	条例の適用除外〔第17条〕	48
26	補則〔第18条〕	48
27	罰則・両罰規定〔第19条、第20条、第21条、第22条、第23条〕	49
28	施行期日	50
29	経過措置（届出等の適用）	51
30	経過措置（施行日前のみなし規定）	52
31	経過措置（設置許可等の適用）	55
32	知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等に基づく事務	56

《手続解説編》

1	太陽光発電施設等の設置に係る標準的な手続	59
2	基本的な考え方	61
3	環境影響評価の手続等（所管：県環境部水大気課）（条例第8条の2、規則第6条の2関係）	61
4	関係法令の許可申請	63
5	事前協議	63
6	近隣関係者への説明（第8条）	64
7	設置工事又は増設等工事における事業計画の届出（第7条第1項及び第10条第1項）	65

8	事業計画の変更の届出（第7条第3項又は第4項）	66
9	設置工事又は増設等工事における設置の許可申請（条例第7条の2第1項、第10条第1項）	67
10	事業計画の変更の許可申請（条例第7条の3第1項）	67
11	工事廃止の届出手続（第9条第2項）	68
12	完了の届出（第9条第1項）	68
13	設置者の氏名等の変更の届出（第10条第2項）	68
14	廃止の届出手続（第11条）	68
15	添付書類について	69
16	申請書及びその他の様式	73
17	（参考）太陽光発電施設の設置工事等に関する主な法令等一覧	97
18	各市町受付窓口一覧	102

逐条解説編

1 条例制定の趣旨

県では、第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画（平成26年3月策定）に「ひょうご100万キロワット創出プラン」を盛り込み、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進に努めてきました。

しかし、固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電設備の普及に伴い、建築基準法や都市計画法の適用を受けない自立した太陽光発電施設等については、景観・眺望の阻害や太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足等が問題となっています。

これに対して、県内では独自の条例の制定に取り組む市町がある一方で、広域的な観点から県による一定の関与も期待されています。

こうしたことから、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るため、太陽光発電施設等の設置等をする際の基準を設けるとともに、住民との調整などの手続を定める「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」を制定し、良好な環境や安全な県民生活の確保を目指すこととしました。

また、条例施行後も、豪雨等の自然災害により太陽光発電施設が設置された斜面において崩落事故が発生するなど、防災面への不安が高まっているほか、太陽光発電施設等の自然環境への影響及び太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に対して社会的に関心が高まっている状況を踏まえ、良好な環境及び安全な県民生活を確保するため、災害の危険性が高い太陽光発電施設の設置を許可制にするとともに、自然環境を含む地域環境との調和を図ること及び太陽光発電施設等の廃止後において適切な措置を行う責務が設置者（太陽光発電施設等を設置する者をいう。）にあることを明確化するなどの見直し（令和6年3月改正）を行いました。

※法令等の略称

本マニュアルにおいては、法令等について下記の省略名で表記している。

条例：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）

規則：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（平成29年兵庫県規則第26号）

FIT法：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

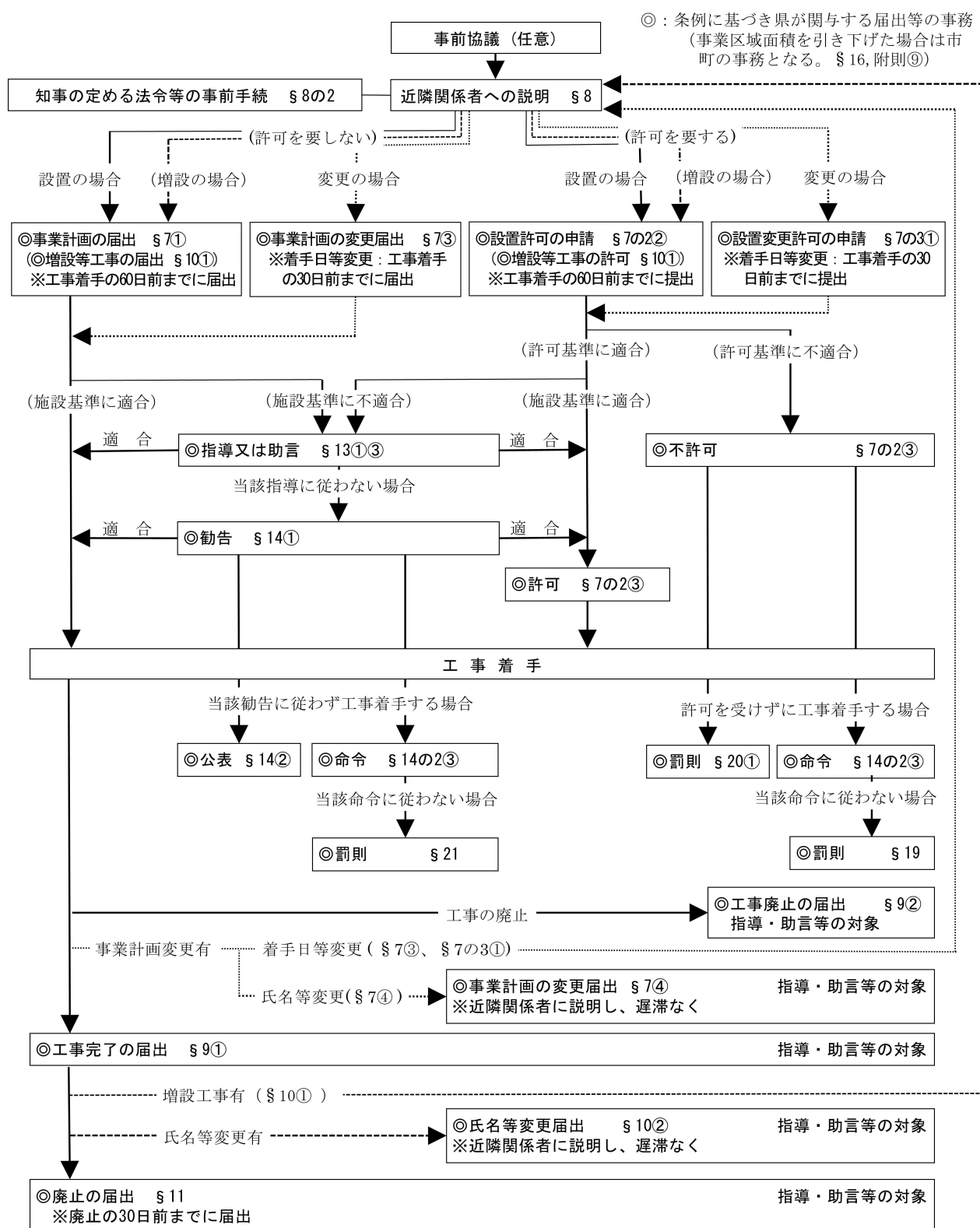
盛土規制法：宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

景観条例：景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）

緑条例：緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）

＜枠線の凡例＞	
	: 条例による規定
	: 規則による規定
	: 重要事項等

設置工事及び増設等工事の届出等の流れ



◎指導・助言等 事業計画等の届出の際、施設基準に不適合があった場合は、指導・助言、勧告・公表、命令を行う（§ 13①③, § 14, § 14の2③）。

◎報告の徴収等 条例の施行に関し必要があると認めるときは、報告の徴収、立入検査を行い、必要に応じて、指導・助言、勧告・公表、命令を行う（§ 12①②, § 13②③, § 14, § 14の2）。

◎勧告等の対象	工事完了、工事廃止又は廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、条例の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときには、勧告・公表、命令の対象（§ 14, § 14 の 2 ③）。
---------	---

◎国等の特例	国等についても、上記の届出等の手続を簡素化したものを課す（§ 15）。
--------	-------------------------------------

罰 則	許可を受けず、偽りその他不正な手段により許可を受け、又は許可に付した条件に違反した場合（以下「許可の規定に違反した場合」という。）で、その是正等に関する命令に違反したとき、50 万円以下の罰金（§ 19）。
-----	---

許可の規定に違反した場合、30 万円以下の罰金（§ 20）。

勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を行わなかった場合において、行う知事の命令に違反したとき、20 万円以下の罰金（§ 21）。

事業計画、その変更等に係る届出をせず、又は虚偽の届出等を行った場合、5 万円以下の罰金（§ 22）。

2 条例の目的

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設等が景観、居住環境、自然環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等（太陽光発電施設等の設置及び管理をいう。以下同じ。）に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的とする。

(1) 地域環境

本条例における地域環境とは、事業区域周辺の地域における良好な景観・眺望や、県民が安全で安心に暮らせるための居住環境（特に防災上や安全上の環境）、動植物の生息域を確保するための自然環境等を指している。

(2) 地域環境に及ぼす影響

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電設備の普及に伴い、建築基準法、都市計画法、森林法、景観法、景観条例などの規制の適用を受けない太陽光発電施設において、地域環境に及ぼす影響として次のような問題等が顕在化している。

- ・ 景観・眺望の阻害
- ・ 太陽光パネルの反射光による住環境の悪化
- ・ 土地の形質変更に伴う防災機能の低下
- ・ 設置計画の近隣への説明不足
- ・ 山林、ため池などの生態系の変化等

(3) 太陽光発電施設等の設置等

本条例では、太陽光発電施設等の設置と管理を合わせて、「太陽光発電施設等の設置等」と呼ぶ。なお、(2)のような影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置段階だけでなく、管理段階においても、地域環境との調和を図る必要があることから、管理に関する基準や手続等を定めている。

太陽光発電施設のトラブルの例

県下 41 市町のうち 28 市町において、太陽光発電施設の設置に関する苦情及びトラブルがあるとの回答があった。また、内容は、景観に関する問題、パネルの反射光等の住環境の問題、土砂災害への不安が多く、その他、汚濁水の流入等の雨水の問題や住民説明の不足なども多数の市町から問題事例が挙げられている。

(参考) 市町において生じている問題事例（複数回答あり）

H28.12 建築指導課調

内 容	件数	備 考
景観阻害	7 件	住宅地、農地、ため池、山林、景勝地
住環境阻害	7 件	パネルの反射光、反射熱
自然阻害	3 件	山林伐採による自然破壊、生態系への影響
土砂災害等の不安	7 件	
浸水被害	6 件	涵養機能の低下による雨水流出、汚濁水の流入
パネルの安全性に対する不安	2 件	パネルの落下、飛散
廃棄に関する問題	3 件	廃業時のパネル放置、造成時の不法投棄
低周波騒音等が身体に及ぼす影響への不安	3 件	パワーコンディショナーが発する低周波、電磁波が身体に及ぼす影響
住民説明なし・不足	6 件	説明なし、連絡先不明
周辺住民との紛争・近隣とのトラブル	4 件	実際に紛争、近隣トラブルが起こっている

3 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設等 太陽光又は風力を電気に変換する施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）その他これに類する施設で地域環境との調和を図る必要があるものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 事業区域 太陽光発電施設等の用に供する土地の区域をいう。

(1) 太陽光発電施設等

太陽光発電施設等とは、太陽光発電施設及び風力発電施設、その他同様な発電施設等で、地域環境との調和を乱すおそれがあるような施設を想定している。

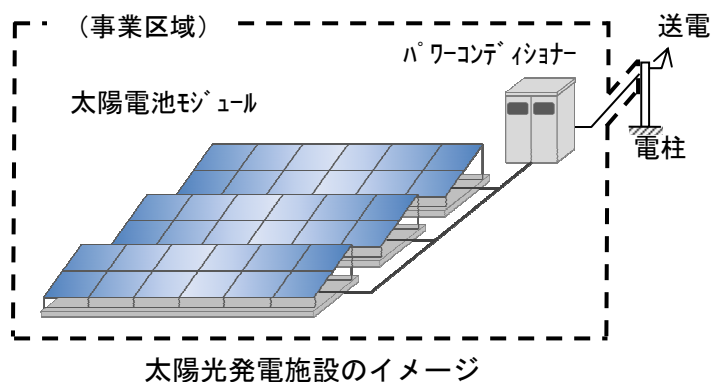
なお、条例上は、太陽光発電施設及び風力発電施設以外で、「その他これに類する施設で地域環境との調和を図る必要があるものとして規則で定めるもの」と規定しているが、現時点では定めておらず、将来的にそのような施設が現れた時点で追加を検討することとしている。

ア 太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等）及びその附帯施設（パワーコンディショナーや接続箱等の附帯設備を含む。）をいい、それらを設置するために必要な土地も含むものとする。

具体には、太陽電池モジュール等が独立して立っているものや、湖沼、ため池などの水面に設置するもの、その他ダム等の堤体等を利用するものなどを対象とし、建築物の屋根や屋上に設置するものや壁面を利用して設置するものは対象外としている。

届出対象となる太陽光発電施設のイメージ



- ・ 太陽電池モジュール：太陽電池を多数組み合わせ、太陽電池をガラス板やアルミ板で挟み、パネル状にしたもの。ソーラーパネル、太陽光パネルとも呼ばれる。
- ・ パワーコンディショナー：発電された電気を家庭や工場で使えるように変換する装置。



独立設置の太陽電池モジュール



ダム堤体設置の太陽電池モジュール

太陽光発電施設と工作物の違い

本条例では、太陽光発電施設のうち、太陽光を電気に変換する設備及びその附帯施設を併せたものを「工作物」と位置付けており、事業区域内の土地は除くものとしている。

太陽光発電施設と太陽光発電設備の違い

本条例でいう太陽光発電施設は、FIT法で定義される太陽光発電設備より広い概念となっている。なお、FIT法においては、その機能に着目していることから「太陽光発電設備」と表現しているものと考えられるが、本条例においては、立地している工作物そのものやその立地している土地に着目しているため、「太陽光発電施設」と表現している。

(参考) FIT法(抜粋)

第二条 この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

2 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱

五 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。第九条第五項及び第七項において同じ。)

六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの

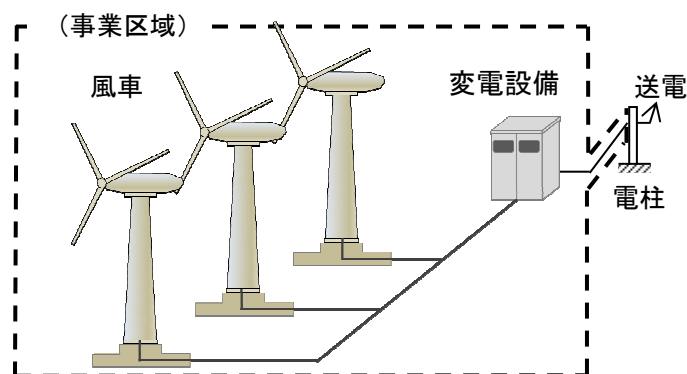
4 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者(以下単に「一般送配電事業者」という。)、同項第十一号の三に規定する配電事業者(以下単に「配電事業者」という。)及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者(以下単に「特定送配電事業者」という。)をいう。

イ 風力発電施設

風力発電施設とは、風力を電気に変換する設備(風車及びそれを支持する工作物)及びその附帯施設(電力変換装置や変圧器等の附帯設備を含む。)をいい、それらを設置するために必要な土地も含むものとする。

なお、太陽光発電施設と同様に、建築物の屋根や屋上に設置するものは対象外としている。

届出対象となる風力発電施設のイメージ



風力発電施設のイメージ



風力発電施設の設置例

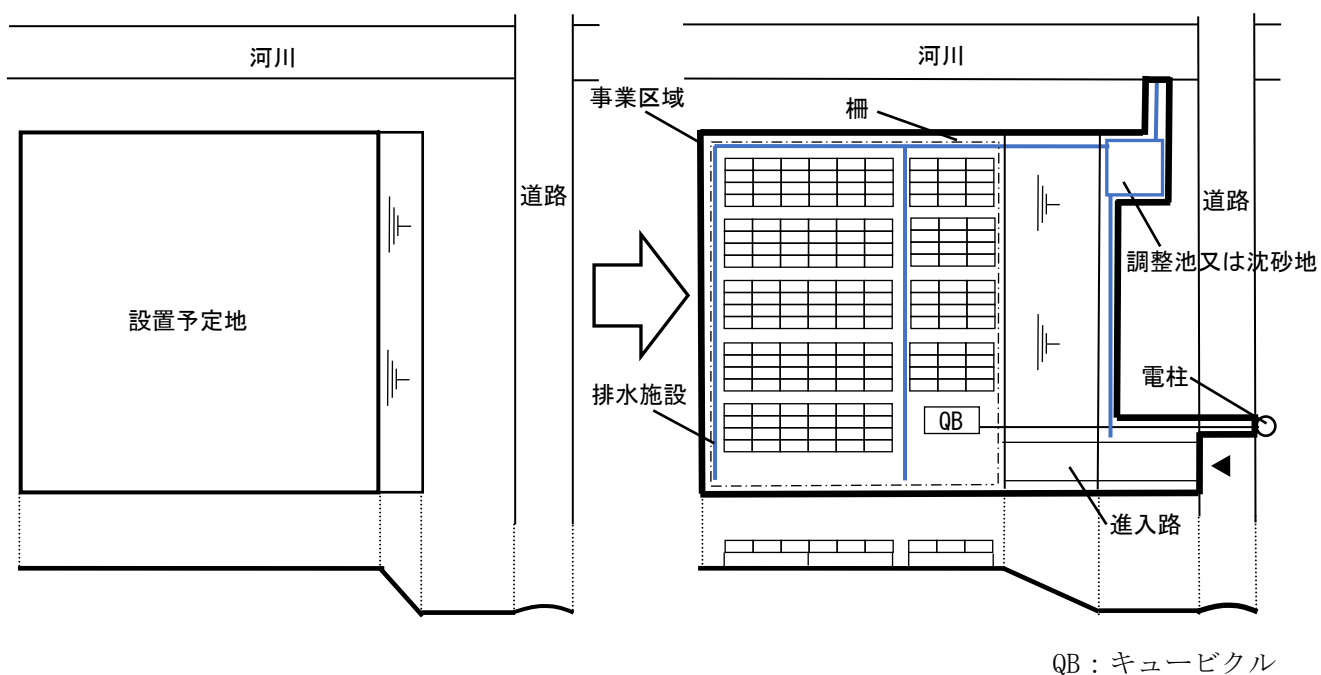
ウ 建築物に設置する太陽光発電施設等について

本条例では、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置される施設を除外している。これは、建築物の建築に併せて太陽光発電施設等を設置する場合、土地の形質変更については都市計画法に基づく開発許可申請、建築物及び太陽光発電施設等については建築基準法に基づく建築確認申請、また、景観・眺望については景観条例に基づく大規模建築物等の届出により、条例で規定する施設基準と同等の性能が担保されることから実質的に問題になることは少ないと考えられるためである。

(2) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電施設等を設置及び管理する上で必要となる土地の区域であり、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等）や土地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）も含む。

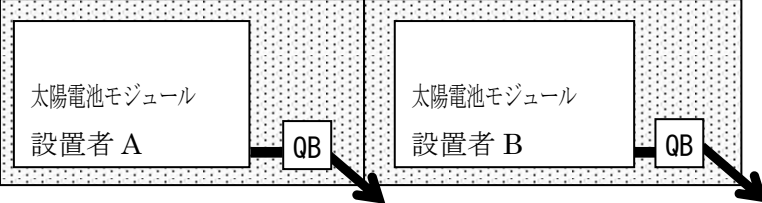
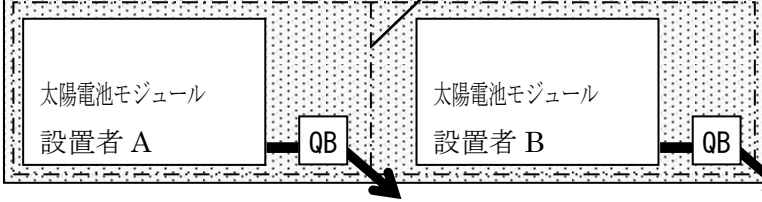
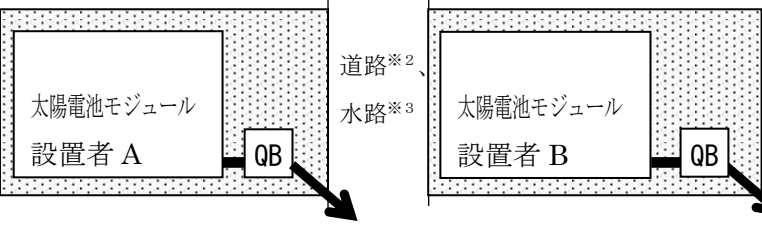
なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附属施設等に必要な土地を加えた区域とする。



また、隣接し合う複数の区域に太陽光発電施設等が設置される場合や複数の区域に存する太陽光発電施設等においてキュービクル等の設備、管理道、排水施設等が共用される場合は、それぞれの区域における設置者が異なるときであっても、原則として一体の事業区域として取り扱うものとする。

○「一体の事業区域」のイメージ

ア 隣接し合う複数の区域に太陽光発電施設等が設置される場合

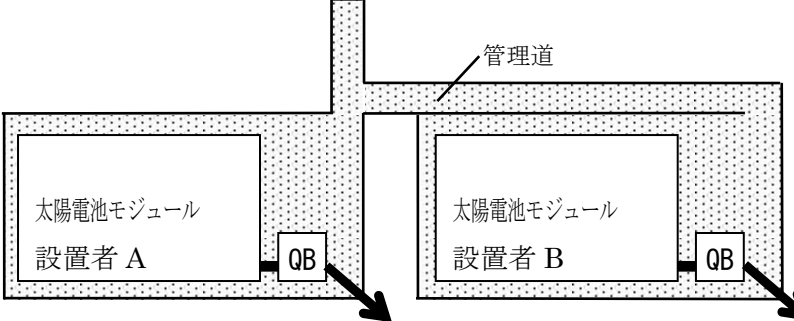
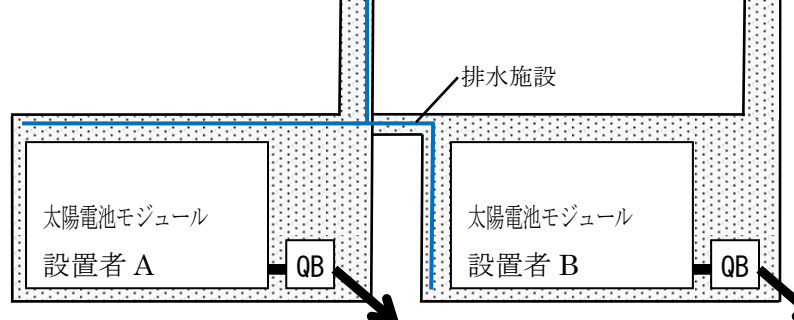
イメージ例	考え方
道路 	隣接し合う複数の区域に施設が設置される場合は一体の事業区域とする。^{※1}
道路 柵等 	隣接する複数の区域が柵等で分断されていても一体の事業区域とする。^{※1}
	道路^{※2}や水路^{※3}を挟んで接し合う複数の区域に施設が設置される時も一体の事業区域とする。^{※1}

※1 各区域の土地の所有権の履歴、各設置者の資本や役員等の実態、各施設の FIT 法に係る手続等の状況、各施設の設置に係る関係法令の手続の代理人、工事施工者、工事の時期や内容等の状況などを総合的に勘案し、明らかに異なる事業と認められる場合は、一体の事業区域として取り扱わない。

※2 高速道路、自動車専用道路並びに 2 車線以上（幅員 6.5m 以上でセンターラインあり）の一般国道及び主要地方道である県道を除く。

※3 河川法第 3 条に規定する一級河川及び二級河川を除く。

イ 複数の区域に存する太陽光発電施設等において設備等が共用される場合

イメージ例	考え方
道路 	複数の区域に存する施設においてキュービクル等の設備が共用されるときは一体の事業区域とする。
道路 	複数の区域に存する施設において施設へのアクセスのための管理道等が共用されるときは一体の事業区域とする。
道路 	複数の区域に存する施設において排水施設等が共用されるときは一体の事業区域とする。

※ 上記のほか、複数の区域に存する施設において維持管理や保守点検等を行うために土地や工作物が共用される場合は一体の事業区域とする。

4 県・市町・設置者及び管理者の責務

(県の責務)

第3条 県は、第6条第1項に規定する施設基準が遵守され、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう市町の意見も踏まえた 総合的な調整を行うものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう地域において必要な調整を行うものとする。

(設置者及び管理者の責務)

第5条 設置者（太陽光発電施設等を設置する者をいう。以下同じ。）及び管理者（太陽光発電施設等を管理する者をいう。以下同じ。）は、関係法令等を遵守するとともに、県及び市町が行う太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な調整に協力しなければならない。

2 設置者は、太陽光発電施設等を設置するに当たり、太陽光発電施設等が地域環境に及ぼす影響を考慮し、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な措置を行わなければならない。

3 管理者は、地域環境との調和に支障を生じさせないように太陽光発電施設等の適切な管理に努めなければならない。

4 設置者は、太陽光発電施設等の廃止後においても、地域環境との調和を図るために必要な措置を行わなければならない。

(1) 県の責務（第3条）

別に定める施設基準が遵守されるように、また太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるように、市町と連携をとりながら、太陽光発電施設等の設置の計画や状況を把握し、施設基準への適合の確認や必要に応じた指導・助言、勧告・公表、命令など業務の総合的な調整を行うことが、条例上の県の責務としている。

(2) 市町の責務（第4条）

「地域において必要な調整」とは、太陽光発電施設等に係る事業計画の届出等が円滑に進むよう、届出前に説明が必要な近隣関係者の範囲やその説明方法に関する助言、県が行う施設基準の適合性の確認等の業務以外で、設置者と地元自治会等の近隣関係者との間で必要となる調整などが想定される。これら住民に最も近い基礎自治体として必要な業務を、条例においても市町の責務として位置付けている。

(3) 設置者及び管理者の責務（第5条）

①第1項に規定する設置者及び管理者の責務として、森林法、盛土規制法、総合治水条例、電気事業法、FIT 法等の関係法令等を遵守するほか、県や市町の責務である（1）（2）に掲げる調整に協力することを位置付けている。

②第2項に規定する設置者の責務として、条例の趣旨に従い、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な措置を講ずることを位置付けている。

③第3項に規定する管理者の責務として、景観や居住環境、自然環境等の地域環境との調和に支障を生じさせないように太陽光発電施設等を適切に管理するよう努めることを位置付けている。な

お、適切な管理とは、施設基準に適合している状態を保ち続けるほか、FIT法の事業計画策定ガイドライン等に定める維持管理等に関する規定を遵守することを含むものとする。

- ④第4項に規定する設置者の責務として、太陽光発電施設等の廃止後において、景観上や防災上等の地域環境との調和を図るために必要な措置を講ずることを位置付けている。

設置者とは

設置者とは、太陽光発電施設等の設置をする者又は設置を行おうとする者を指す。FIT法の認定を受けた事業者が一般に該当するものと考えられる。

管理者とは

管理者とは、太陽光発電施設等を維持・管理する者で、設置者から委託を受け、又は事業を受け継いで太陽光発電施設等を維持・管理する者を指し、設置者が引き続き管理者となる場合も含むものとする。なお、太陽光発電施設等にはその土地も含むことから、土地の管理者も含むものとする。

5 設置禁止区域

(設置禁止区域)

第5条の2 次に掲げる土地の区域は、事業区域としてはならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに当該地域の居住者等に安全上又は避難上の支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合
- (2) 前項各号に掲げる土地の区域の変更により事業区域の全部又は一部が同項各号に掲げる土地の区域内にあることとなる前に太陽光発電施設等の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）に着手した場合

(設置禁止区域の適用除外)

第1条の2 条例第5条の2第2項第1号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第5条の2第1項各号に掲げる土地の区域（以下「設置禁止区域」という。）を事業区域に含む場合であって、当該設置禁止区域内において太陽光発電施設等を設置する工事が行われない場合
- (2) 条例第5条の2第1項第2号に掲げる土地の区域を事業区域に含む場合であって、当該土地の区域内における行為について、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可を受けている場合
- (3) 条例第5条の2第1項第3号に掲げる土地の区域を事業区域に含む場合であって、当該土地の区域内における行為について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可を受けている場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、設置禁止区域内において想定される崖崩れ若しくは土砂の流出による災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められる場合又は当該災害が発生した場合においても、人の生命、身体若しくは財産、避難施設その他の避難場所若しくは避難路その他の避難経路に被害が生ずるおそれがないことが明らかであると認められる場合

(1) 設置禁止区域の設定の趣旨

都市計画法第33条第1項第8号の技術基準に準じて、太陽光発電施設等の設置工事等を行うのに適当でない区域として規定するものである。

(2) 設置禁止区域内への設置（規則第1条の2）

防災上の観点から、設置禁止区域を太陽光発電施設等の事業区域としないこととするが、規則第1条の2各号に該当する当該地域の居住者等に安全上又は避難上の支障を及ぼすおそれがない場

合、又は太陽光発電施設等の設置に係る工事に着手した後に、事業区域の全部又は一部が設置禁止区域となった場合は、設置禁止区域の規定を適用しない。

(建築基準法第 39 条第 1 項)

地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

(地すべり防止法第 3 条第 1 項)

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項)

都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項)

都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号 に規定する居室をいう。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

6 施設基準

(施設基準)

第6条 知事は、地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電施設等の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）を定めるものとする。

2 施設基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 太陽光発電施設等と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項
- (2) 太陽光発電施設等の設置に係る防災上の措置に関する事項
- (3) 太陽光発電施設等の安全性の確保に関する事項
- (4) 太陽光発電施設等の設置に係る自然環境の保全に関する事項
- (5) 太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の規定により施設基準を定めたときは、当該施設基準を告示しなければならない。

(1) 施設基準の規定の背景

建築基準法や都市計画法の適用を受けない自立した太陽光発電施設等については、景観・眺望の障害や太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足等への対応が課題となっている。

こうした中で、関係法令による一定の行為制限があるものの、制限項目や適用規模により適用を受けない基準もあり、一定の水準を保持した太陽光発電施設等として地域環境との調和を図っていくことは難しい状況にあった。

このため、第2項のとおり、太陽光発電施設等について、景観に関する事項、防災上の措置に関する事項、施設の安全性に関する事項、自然環境の保全に関する事項などの設置に関する基準を設けるとともに、廃止後の措置や維持管理等に関する事項も含めた太陽光発電施設の設置等に関する基準（施設基準）を設けている。

なお、施設基準については、第3項のとおり別に告示（太陽光基準：平成29年兵庫県告示第400号、風力基準：平成30年兵庫県告示第1009号）し、この施設基準を解説する「技術マニュアル」において、その具体の運用を示している。

(2) 適合性の確認を省略できる施設基準

例えば、森林法の規定に基づく林地開発許可の対象となる場合には、施設基準のうち、防災上の措置に関する事項の適合性の確認を省略するなど他法令における法的手続と同様の行為制限となる場合、施設基準の当該部分について適合性の確認を省略できることにしている。省略可能な施設基準については、「技術マニュアル」において具体的に明示している。

(3) 施設基準の適用規模・適用時期

本条例では、事業計画の届出が必要な事業区域の規模を5,000㎡以上（風力発電施設は原則1,500kW以上）としているが、施設基準の適用については、事業区域の規模にかかわらず、条例施行後に工事着手する全ての施設に適用されることとなる。特に、条例の施行後に届出対象規模未満の設置工事に着手し、その後増設等工事により届出対象規模となった場合には、施設全体の基準適合性を確認することとなるため、注意が必要である。

○太陽光発電施設における施設基準の適用の考え方（風力発電施設も同様）

	イメージ	考え方
ケース 1	設置時期：H29 年 5 月 ※条例施行前 事業区域：2,000 m² 手続：届出の必要無し 施設基準：適合義務無し 当初設置工事 設置時期：H29 年 7 月 ※条例施行後 事業区域：4,000 m² 手続：届出の必要有り 施設基準：適合義務有り 増設等工事	- 増設等工事の際に、当初設置工事部分も含めて事業区域が 6,000 m²となり、5,000 m²以上となるため当初設置事業区域も含めて届出が必要。 - なお、施設基準は、増設等工事部分のみの適合義務有り。
ケース 2	設置時期：H29 年 7 月 ※条例施行後 事業区域：2,000 m² 手続：届出の必要無し 施設基準：適合義務有り 当初設置工事 設置時期：H29 年 12 月 ※条例施行後 事業区域：4,000 m² 手続：届出の必要有り 施設基準：適合義務有り 増設等工事	- 増設等工事の際に、当初設置工事部分も含めて事業区域が 6,000 m²となり、5,000 m²以上となるため当初設置事業区域も含めて届出が必要。 - なお、施設基準は、当初設置工事及び増設等工事とも適合義務有り。

7 事業計画の届出

(事業計画の届出)

第7条 設置者(第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。)は、太陽光発電施設等(次の各号に掲げる太陽光発電施設等の区分に応じ、当該各号に定める規模又は能力を有するものに限る。第12条、第15条第2項、第16条及び第17条を除き、以下同じ。)の設置に係る工事(当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。)(以下「設置工事」という。)をしようとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、第8条第1項の説明の実施状況を記録した書類(以下「近隣説明実施記録」という。)を添えて、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画(以下「事業計画」という。)を知事に届け出なければならない。

- (1) 太陽光を電気に変換する施設(以下「太陽光発電施設」という。) 事業区域の面積が5,000平方メートル以上
- (2) 風力を電気に変換する施設 出力が1,500キロワット(環境影響評価に関する条例(平成9年兵庫県条例第6号)第2条第3号に規定する特別地域(以下「特別地域」という。)に設置するものにあつては、500キロワット)以上

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 設置者及び管理者(第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。)の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 設置工事の設計
- (5) 太陽光発電施設等の管理の方法(太陽光発電施設等の廃止後において行う措置を含む。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業計画の届出)

第2条 条例第7条第1項(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、事業計画届出書(様式第1号)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の事業計画届出書の提出は、当該届出に係る事業区域の所在地を管轄する市町長を経由しなければならない。この場合において、当該事業計画届出書を受理した市町長は、当該届出に関する意見を付して、知事に進達するものとする。

3 第1項に規定する事業計画届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

(近隣説明実施記録の様式)

第3条 条例第7条第1項、第3項及び第4項、第7条の2第2項並びに第7条の3第2項(条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する近隣説明実施記録の様式は、様式第2号によるものとする。

(事業計画に定める事項)

第3条の2 条例第7条第2項第6号(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画に係る太陽光発電施設等の区分
- (2) 条例第7条第1項第1号に掲げる太陽光発電施設等(以下「太陽光発電施設」という。)及び同項第2号に掲げる太陽光発電施設等(以下「風力発電施設」という。)にあつては、その出力

- (3) 太陽光発電施設にあっては、事業区域に含まれる森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林（以下「民有林」という。）の区域の面積及び当該民有林において設置工事に伴う切土又は盛土（別表第1において「切土等」という。）をする土地の面積

（１）届出の趣旨

自然環境の保全、土砂災害の防止等の観点から、関係法令において許可制度等が存在し、太陽光発電施設等の設置について、これらの法令等の目的に即した行為制限が行われている。本条例の目的は、太陽光発電施設等の立地そのものを規制するものではなく、立地に際し、周辺環境との調和を図ることを目指すものであることから、届出制度を採用している。

第7条第2項第6号の規定は、当初の規則では定めなかったが、風力発電施設が条例の対象に追加されたため、施設の区分及び出力を規定している。

なお、災害の危険性が高い森林における太陽光発電施設については、令和6年12月1日以降に設置工事等に着手する場合、許可を受けなければならないこととする。（条例第7条の2参照）規則第3条の2第3号の規定は、事業計画書等において、許可が必要な太陽光発電施設に該当するか判断するために設けたものである。

（２）届出の対象となる規模について

本条例では、広域的な観点から、特に地域環境に大きな影響を及ぼすおそれのある一定以上の規模を有する施設を届出等の対象としている。

太陽光発電施設については、例えば、1haを超える場合、森林法の規定に基づく林地開発許可の手続の対象（令和5年4月に対象面積を0.5ha超に改正）とされているが、許可の手続が不要な1ha以下のものもトラブルが多いことから、それらの対象区域の2分の1となる5,000㎡以上を対象としている。

風力発電施設については、環境アセスの対象となっていることから、本条例の対象規模については、環境アセスの対象と同等の1,500kW（特別区域では500kW）以上としている。

ただし、地域特性により、当該規模未満の太陽光発電施設等と地域環境との調和が十分図られないケースも考えられるため、市町ごとに意見を聴いた上で、適用規模を引き下げることが可能としている。（条例第16条参照）

（３）対象規模を限定しない規定

太陽光発電施設等の定義として「事業区域の面積が5,000平方メートル以上の太陽光発電施設」、「出力1,500kW（特別地域は500kW）以上の風力発電施設」と規定しているが、条例上の一部の規定については次の理由から適用しないこととしている。

第12条：報告の徴収及び立入検査については、事業区域の面積等が不明なものに対して行う場合も想定されるため。

第15条第2項：国等への報告の徴収についても、第12条と同様。

第16条：届出等をすべき太陽光発電施設等の規模又は能力の特例として、規模又は能力の下限を定める規定であるため

第17条：条例の適用除外の対象となる規定の中に、上記の規定を含むことが想定されるため。

また、第1条から第6条までの責務や施設基準等に関する規定についても、全ての太陽光発電施設等に共通の規定であると考え、規模を限定していない。(別表「太陽光発電施設等の属性別の条例の規定の適用状況」参照)

(4) 近隣説明実施記録の添付の趣旨等

本条例において、太陽光発電施設等の設置の際に、地域住民とのトラブルを防止するため、事業計画の内容について、届出又は許可申請(条例第7条の2、第7条の3参照)の前に近隣関係者への説明を義務付けている。(条例第8条参照)

近隣関係者へ一定の水準の説明を実施しているかどうかを確認するために、事業計画の届出時等に近隣説明実施記録の添付を求めている。

なお、近隣説明実施記録には、次の内容を記載することとしている。(規則様式第2号参照)

・設置者の氏名及び住所	・事業区域の所在地	・説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係	・説明の方法	・説明の状況	等
-------------	-----------	--------------------------	--------	--------	---

(5) 設置工事

本条例における設置工事とは、太陽光発電施設等を設置するために行う、太陽電池モジュールや風車、パワーコンディショナーや変電設備等を設置する工事及びそれらの工事に伴い必要な樹木の伐採や造成工事も含むものとする。

(6) 設置工事の着手

本条例における設置工事の着手とは、現場における工事の着手を指すもので、その範囲には、樹木の伐採や造成工事を含むが、現地調査、測量、資材・車両の搬入、パネルの製作、墨だし等の準備工は含まないものとする。

なお、設置工事の着手に当たっては、必要な法的手続等を行った上で着手されるものであることのほか、工事に着手した後に、正当な理由なく工事を行わないなど、継続性が確認できないものについては着手とみなすことができない場合があるので注意が必要である。

(7) 太陽光発電施設等の管理の方法

太陽光発電施設等の運転開始後において、事業区域内の表土等が区域外に流出したり、太陽電池モジュールや架台の老朽化等に伴い、事業区域外に工作物が飛散したりするなど、維持管理期間中に、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られない場合が考えられる。このような事態を回避するため、事業計画書の届出時等に、あらかじめ太陽光発電施設等の管理の方法を明確にさせることとしている。

具体には、管理者等の概要、管理の方法等の概要、廃止後において行う措置に関する計画の概要等を定めるものとしている。

(8) 届出等の書式

事業計画の届出を行う際の書式としては、規則で定める様式第1号(事業計画届出書)により行い、その際様式第2号の近隣説明実施記録を添付することとする。また、添付図書については規則別表第1に定めている。

なお、事業計画の届出は、当該届出に係る事業区域の所在地を管轄する市町を經由して行うものとし、市町は意見を付して県へ進達するものとする。

これらについては、事業計画を変更する場合や増設等工事を行う場合も同様とし、事業計画の変更をする場合には変更後の事業計画届出書（様式第3号）によるものとする。

（９）届出の要件について

条例に基づく届出については、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることなどの形式上の要件に適合する必要がある。

なお、知事が定める法令等の事前手続（条例第8条の2）が行われていない場合や、事業計画が、他法令の規定等に抵触するなど、その実現性や真実性が認められない場合は、届出書の記載事項や添付書類に不備があり、届出の要件を満たさないものとして取り扱うこととしており、規則別表第1に掲げるとおり関係法令に関する許可等の写し等を事業計画届出書に添付することを求めている。「許可等」には届出など許可によらないものを含む。

また、関係法令の規定により手続中の場合には、許可等申請書の写し（受付印等により受領済であることが確認できるもの）を事業計画届出書等に添付することで足りることとする。この場合、設置工事の着手までに許可等の写しを提出することとする。

○太陽光発電施設等の属性別の条例の規定の適用状況

【凡例】○：適用、－：適用しない、△：括弧内の場合等に関し適用

属性	事業区域面積	条例施行前設置施設		条例施行後設置施設	
		0.5ha以上	0.5ha未満	0.5ha以上	0.5ha未満
§ 5（設置者・管理者の責務）		△ (条例施行後に改変する部分のみ)	△ (条例施行後に改変する部分のみ)	○	○
§ 6 ①（施設基準）		△ (増設等工事をする場合)	－	○	－
§ 8 ①（近隣関係者説明）		△ (増設等工事をする場合)	－	○	－
§ 8 の 2（知事の定める法令等の事前手続）		△ (増設等工事をする場合)	－	○	－
§ 7 ①（設置工事の事業計画の届出）		－	－	○	－
§ 7 ③・④（設置工事の事業計画の変更に係る届出）		－	－	○	－
§ 7 の 2 ①（設置の許可）		－	－	○	－
§ 7 の 3 ①（設置の変更許可）		－	－	○	－
§ 9 ①（設置工事完了の届出）		－	－	○	－
§ 9 ②（設置工事廃止の届出）		－	－	○	－
§ 10 ①→ 7 ①（増設等工事の届出）		△ (増設等工事をする場合)	－	△ (増設等工事をする場合)	－
§ 10 ①→ 7 ③・④（増設等工事の事業計画の変更に係る届出）		△ (増設等工事をする場合)	－	△ (増設等工事をする場合)	－
§ 10 ①→ 7 の 2 ①（増設等の許可）		△ (増設等工事をする場合)	－	△ (増設等工事をする場合)	－
§ 10 ①→ 7 の 3 ①（増設等の変更許可）		△ (増設等工事をする場合)	－	△ (増設等工事をする場合)	－
§ 10 ①→ 9（増設等工事完了の届出）		△	－	△	－

属 性	事業区域面積	条例施行前設置施設		条例施行後設置施設	
		0.5ha 以上	0.5ha 未満	0.5ha 以上	0.5ha 未満
		(増設等工事をする場合)		(増設等工事をする場合)	
	§ 10② (設置工事完了後の設置者の氏名等の変更の届出)	△ (増設等工事をした場合)	—	○	—
	§ 11 (太陽光発電施設等の廃止届出)	△ (増設等工事をした場合)	—	○	—
	§ 12①② (報告徴収及び立入検査)	○	○	○	○
	§ 13① (設置 (増設等) 工事の届出 (設置の許可の申請をみなす場合も含む)、設置 (増設等) 工事の事業計画の変更に係る届出 (設置の変更許可の申請をみなす場合も含む)、設置 (増設等) 工事完了の届出、設置者の氏名等の変更の届出、廃止届出を受けた指導・助言)	△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
	§ 13② (報告徴収を受けた指導・助言)	○	—	○	—
§ 14①③ (勧告・公表)	§ 9 の届出をしない場合	—	—	○	—
	§ 10①→9 の届出をしない場合	△ (増設等工事をする場合)	—	△ (増設等工事をする場合)	—
	§ 11 の届出をしない場合	△ (増設等工事をした場合)	—	○	—
	§ 12①の報告をしない場合	○	—	○	—
	§ 12②の立入検査を拒む場合	○	—	○	—
	§ 14①3 (事業区域における災害の発生を防止するために必要がある場合)	△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
	§ 13①の指導に従わない場合	△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
	§ 13②の指導に従わない場合	○	—	○	—
	§ 14 の 2 ① (設置 (増設等) の許可、設置 (増設等) の変更許可を受けた事業区域における災害の発生を防止するために必要がある場合の命令)	△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
	§ 14 の 2 ② (設置 (増設等) の許可、設置 (増設等) の変更許可を受けずに設置工事を行った場合の命令)	△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
	§ 14 の 2 ③ (§ 14①の勧告に従わない場合の命令)	△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
§ 15① (国等の特例 (届出関係))	§ 7 の例 (国等の設置工事の通知)	—	—	○	—
	§ 7 ③・④の例 (国等の設置工事の事業計画の変更に係る通知)	—	—	○	—
	§ 7 の 2 ①の例 (国等の設置工事の通知)	—	—	○	—
	§ 7 の 3 ①の例 (国等の設置工事の事業計画の変更に係る通知)	—	—	○	—
	§ 9 ①の例 (国等の設置工事完了の通知)	—	—	○	—
	§ 9 ②の例 (国等の設置工事廃止の通知)	—	—	○	—
	§ 10①→7 ①の例 (国等の増設等工事の通	△	—	△	—

属性	事業区域面積	条例施行前設置施設		条例施行後設置施設	
		0.5ha 以上	0.5ha 未満	0.5ha 以上	0.5ha 未満
	知)	(増設等工事をする場合)		(増設等工事をする場合)	
	§ 10①→7③・④の例(国等の増設等工事の変更に係る通知)	△ (増設等工事をする場合)	—	△ (増設等工事をする場合)	—
	§ 10①→7の2①の例(国等の増設等工事の通知)	△ (増設等工事をする場合)	—	△ (増設等工事をする場合)	—
	§ 10①→7の3①の例(国等の増設等工事の変更に係る通知)	△ (増設等工事をする場合)	—	△ (増設等工事をする場合)	—
	§ 10①→9①の例(国等の増設等工事完了の通知)	△ (増設等工事をする場合)	—	△ (増設等工事をする場合)	—
	§ 10①→9②の例(国等の増設等工事廃止の通知)	△ (増設等工事をする場合)	—	△ (増設等工事をする場合)	—
	§ 10②の例(国等の設置工事完了後の設置者の氏名等の変更の通知)	△ (増設等工事をした場合)	—	○	—
	§ 11の例(国等の太陽光発電施設等の廃止の通知)	△ (増設等工事をした場合)	—	○	—
§ 15②(国等の特例(報告徴収関係))		○	○	○	○
§ 15③(国等の特例(指導・助言・勧告・公表関係))	§ 15①の太陽光発電施設等の設置(増設等)工事の通知、設置(増設等)工事の事業計画の変更に係る通知、設置(増設等)工事完了の通知、設置者の氏名等の変更の通知、廃止通知を受けた要請	△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
	§ 15②の報告徴収を受けた要請	○	—	○	—
§ 19(§ 14の2①②の命令違反に対する罰則)		△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
§ 20(設置(設置(増設等)の許可、設置(増設等)の変更許可、許可に附した条件違反に対する罰則)		△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
§ 21(§ 14の2③の命令違反に対する罰則)		△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
§ 22(設置(増設等)工事の届出、設置(増設等)工事の事業計画の変更に係る届出、設置工事完了後の設置者の氏名等の変更の届出義務違反に対する罰則)		△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—
§ 23(両罰規定)		△ (増設等工事をする、又はした場合)	—	○	—

※増設等工事：【県規則第8条参照】大規模な増設(*1)に係る工事、大規模な移転、修理又は改造(*2)に係る工事及び大規模な事業区域の変更(*3)に係る工事

*1 大規模な増設：既存の太陽光発電施設等の築造面積を増加させる行為で、増設後の築造面積が増設前の築造面積の1.2倍以上となるもの

*2 大規模な移転、修理又は改造：既存の太陽光発電施設等の移転等を行う行為で、その築造面積の1/2以上の部分について移転等を行うもの

*3 大規模な事業区域の変更：既存の太陽光発電施設等の事業区域の面積の変更を行う行為で、その規模の1/10以上の増減を伴うもの、増加の規模が5,000㎡以上のもの又は既存の規模が5,000㎡未満のものを5,000㎡以上に増加するもの

8 事業計画の変更（設置工事の着手予定日等の変更）

（事業計画の届出）

第7条 （略）

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）（以下「設置工事の着手予定日等の変更」という。）をしようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならない。

- (1) 前項第2号から第4号までに掲げる事項
- (2) 前項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項

（事業計画の変更の届出）

第4条 条例第7条第3項又は第4項（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、変更後の事業計画届出書（様式第3号）を知事に提出して行わなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

（届出等を要しない軽微な変更）

第5条 条例第7条第3項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日前の日にする変更以外の変更
- (2) 条例第7条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの
 - ア 太陽光発電施設等に係る工作物（以下「工作物」という。）の明度又は彩度を低下させる場合における当該明度又は彩度の変更（当該明度又は彩度の変更に係る部分について、その色相の変更を伴わない場合に限る。）
 - イ 事業区域内の森林又は緑地（以下「森林等」という。）の面積を増加させる場合における当該森林等の面積の変更（当該森林等の面積の変更に係る部分以外の当該森林等の部分について、その位置の変更を伴わない場合に限る。）
 - ウ 太陽光発電施設について工作物の水平投影面積を減少させる場合における当該水平投影面積の変更（当該工作物について、水平投影面積の減少に係る部分以外の部分の位置及び太陽電池モジュールの傾斜角度の変更を伴わない場合に限る。）
 - エ 工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分（太陽光発電施設にあつては太陽電池モジュールに係るものを、風力発電施設にあつては風車に係るものを除く。）の材料又は構造の変更
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、変更後においても施設基準に適合することが明らかな変更

（変更の届出等をすべき事項）

第5条の2 条例第7条第3項第2号（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、第3条の2各号に掲げる事項とする。

(1) 設置工事の着手予定日等の変更の届出の趣旨

事業計画のうち、①設置工事の着手予定日及び完了予定日、②事業区域の所在地及び面積、③設置工事の設計の変更、及び④施設等の区分や出力の変更については、「設置工事の着手予定日等の変更」と規定している。これらは設置工事に関する重要な変更であることから、変更する場合は、近隣関係者への説明を実施した上で、変更に係る設置工事に着手する日の 30 日前までに、変更後の事業計画を届け出る必要がある。

(2) 届出等を要しない軽微な変更

設置工事の着手予定日等の変更のうち、届出等を要しない軽微な変更について、規則第 5 条で規定している。

第 1 号の工期に関しては、着手予定日が早まる場合は近隣関係者への影響が大きいため、変更の届出を要することとするが、それ以外の着手予定日が遅れる場合や完了予定日の変更については軽微な変更として取り扱うことを規定している。

第 2 号の施設基準に関しては、地域環境に悪影響を及ぼすおそれのない安全側への変更についても、軽微な変更として取り扱うことを規定している。例えば、事業区域内の緑地の保全に関する基準において「事業区域内の現況の森林等の面積の 25 パーセント以上の森林等が保全されていること」と規定しているが、この基準に対し、設計変更により森林等の面積を増大する場合、基準に適合することが明らかである。このように、第 2 号のアからエに例示するもの以外にも安全側への変更は想定されるため、オの規定を設けている。

なお、施設基準の 1 の項目について安全側へ変更する場合でも、他の項目について安全側とは判断できない変更を伴う場合や、オによる変更の場合には、軽微な変更には該当しないこともあるため、安全側への変更か否かについて事前に相談されることが望ましい。

また、軽微な変更を行った場合は、工事完了の届出等直近に行う届出の際に、その変更内容について併せて報告をすることとする。

9 事業計画の変更（設置者の氏名等の変更）

（事業計画の届出）

第7条 （略）

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）（以下「設置者の氏名等の変更」という。）をしたときは、遅滞なく、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれを行わなければならない。

(1) 第2項第1号又は第5号に掲げる事項

(2) 第2項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項

（事業計画の変更の届出）

第4条 条例第7条第3項又は第4項（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、変更後の事業計画届出書（様式第3号）を知事に提出して行わなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

（1）設置者の氏名等の変更の届出の趣旨

事業計画のうち、①設置者及び管理者の氏名及び住所、②太陽光発電施設等の管理の方法の変更については、「設置者の氏名等の変更」と規定している。これらの変更については、工事内容に直接関係しないため、変更が生じれば遅滞なく、近隣関係者への説明を実施した上で、変更後の事業計画を届け出ることとしている。

なお、ここで定義した「設置者の氏名等の変更」は第10条第2項においてもそのまま使用しているが、工事中の変更である本規定とは区別して規定している。

（2）届出者の変更について

「設置者の氏名等の変更」の内容が設置者の氏名及び住所の変更である場合は、当初の届出者ではなく、変更後の設置者が届け出ることとなり、それ以後の工事完了の届出等の手続についてもその者が行うこととなる。

10 設置の許可

(設置の許可)

第7条の2 設置者は、次の各号のいずれにも該当する太陽光発電施設を設置しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 事業区域の面積が5,000平方メートル以上のもの
 - (2) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域を含むもの
 - (3) 設置工事に伴い、事業区域に含まれる民有林において切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、設置工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を記載した申請書に近隣説明実施記録を添えて、これらを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が第6条第2項第2号に掲げる事項その他の災害の防止に関して必要な基準として知事が別に定める基準に適合していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。
- 4 第1項の許可には防災上必要な条件を付することができる。
- 5 第2項の申請書を提出した者は、前条第1項の規定による届出をした者とみなす。

(設置の許可の申請)

- 第5条の3 条例第7条の2第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、太陽光発電施設設置許可申請書（様式第3号の2）を知事に提出して行わなければならない。
- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する太陽光発電施設設置許可申請書の提出について準用する。この場合において、これらの規定中「事業計画届出書」とあるのは「太陽光発電施設設置許可申請書」と、同条第2項中「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(1) 許可制度の趣旨

本条例の目的は、太陽光発電施設等の立地そのものを規制するものではなく、立地に際し、周辺環境との調和を図ることを目指すものであることから、原則として届出制度を採用している。

しかしながら、近年の土砂災害の状況などを鑑み、防災上の観点から、災害の危険性が高い森林における太陽光発電施設の設置については、令和6年12月1日以降に設置工事に着手するものを対象として、許可制度を導入する。

(2) 許可の対象となる規模等について

太陽光発電施設について、届出の対象（条例第7条参照）となる太陽光発電施設の内、民有林の区域において、一定規模以上の造成を伴うものを許可の対象とする。

許可を要する場合の民有林の区域における切土又は盛土をする土地の面積については、阪神・淡路大震災の被害調査において、盛土造成地における変動被害が顕著であった3,000㎡を超えるものとしている。

(3) 設置の許可申請書等の書式

設置許可の申請を行う際の書式としては、規則で定める様式第3号の2（太陽光発電施設設置許可申請書）により行い、その際様式第2号の近隣説明実施記録を添付することとする。また、添付

図書については、事業計画の届出（条例第 7 条参照）と同じく規則別表第 1 に定めている。

なお、設置許可の申請についても、事業計画の届出と同様に、当該許可に係る事業区域の所在地を管轄する市町を経由して行うものとし、市町は意見を付して県へ進達するものとする。

これらについては、事業計画を変更する場合や増設等工事を行う場合も同様とする。

（４）許可の基準

知事は、次の基準に適合していると認めるときでなければ、許可してはならないこととする。

ア 条例第 5 条の 2（設置禁止区域）

イ 条例第 6 条第 2 項第 2 号（施設基準の太陽光発電施設等の設置に係る防災上の措置に関する事項）

ウ 条例第 8 条の 2（知事の定める法令等の事前手続）の内、次に掲げる災害の防止に関連する法令の事前手続

（ア）森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可の申請

（イ）盛土規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項の許可の申請

（ウ）都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請の手続（盛土規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の許可を要する場合に限る。）の許可の申請

（エ）砂防指定地管理条例第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項又は第 7 条の許可の申請

（５）許可を申請した場合における事業計画の届出の取扱い

設置の許可申請書を提出した太陽光発電施設の設置者については、事業計画の届出をした者とみなすこととしている。よって、設置の許可を受ける場合であっても、事業計画を届出する場合と同様に、知事等が施設基準への適合性の確認等をするため、設置者は、設置工事に着手する 60 日前までに許可申請書を提出することとする。

11 変更の許可

(変更の許可)

- 第7条の3 前条第1項の許可を受けた者は、設置工事の着手予定日等の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を記載した申請書に近隣説明実施記録を添えて、これらを知事に提出しなければならない。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第2項の申請書を提出した者は、第7条第3項の規定による届出をした者とみなす。

(変更の許可の申請)

- 第5条の4 条例第7条の3第1項(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)の規定による変更の許可の申請は、太陽光発電施設設置変更許可申請書(様式第3号の3)を知事に提出して行わなければならない。
- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する太陽光発電施設設置変更許可申請書の提出について準用する。この場合において、これらの規定中「事業計画届出書」とあるのは「太陽光発電施設設置変更許可申請書」と、同条第2項中「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(1) 変更の許可の趣旨

許可を受けた太陽光発電施設の設置における「設置工事の着手予定日等の変更(①設置工事の着手予定日及び完了予定日、②事業区域の所在地及び面積、③設置工事の設計の変更、及び④施設等の区分や出力の変更)」については、近隣関係者への説明を実施した上で、変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに変更の許可申請書を提出することとしている。

なお、変更の許可申請書を提出した太陽光発電施設の設置者については、条例第7条第3項の事業計画の届出をした者とみなす。

また、設置の許可申請書を提出した太陽光発電施設の設置者については、事業計画の届出をした者とみなす(条例第7条の2第5項関係)ことから、「設置者の氏名等の変更」をしたときは、遅滞なく、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならない。

12 近隣関係者への説明

(近隣関係者への説明)

第8条 設置者は、第7条第1項、第3項若しくは第4項の規定による届出又は第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の許可の申請をする前に、太陽光発電施設等の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、事業計画の内容について説明を行わなければならない。

2 前項の説明を行うに当たっては、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

(近隣関係者)

第6条 条例第8条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
- (2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

(1) 近隣関係者への説明の趣旨

太陽光発電施設等の設置に当たり、これまでは、事前の説明がないことで、住民とのコミュニケーション不足によりトラブルの原因となることが少なくなかったことから、事前に事業計画の内容について近隣関係者の理解を得るため、本条例において近隣関係者への説明を義務付けている。

(2) 近隣関係者の範囲

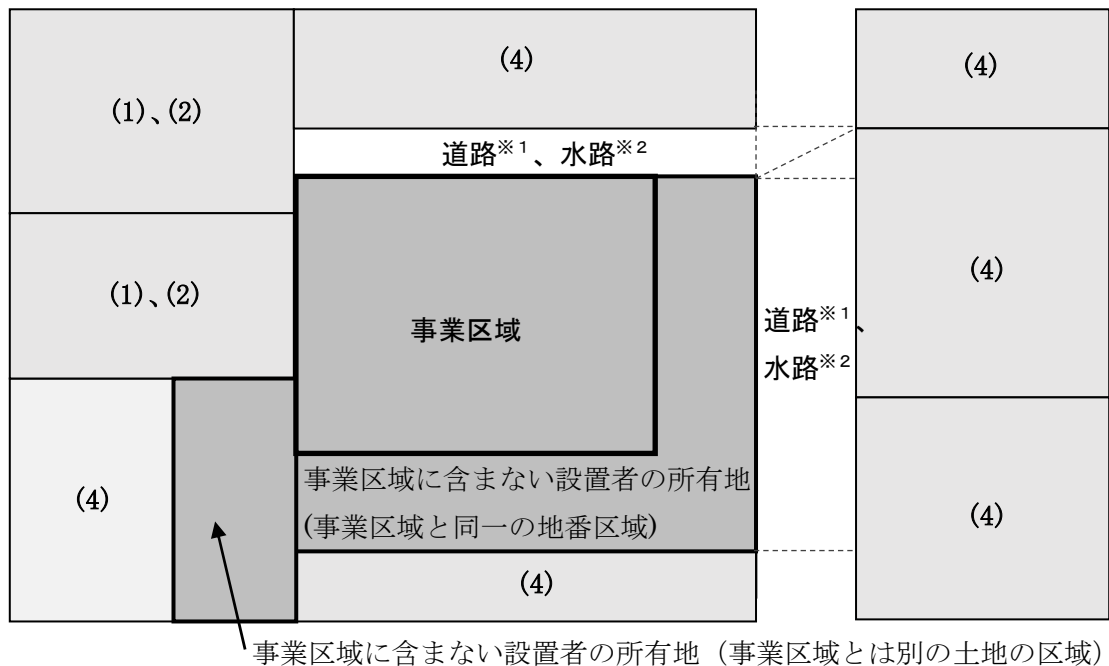
近隣関係者は、施設の規模、周辺の地形等により、影響を及ぼす範囲は様々であり、一律にその範囲を条例において示すことは困難であることから、規則第6条において、共通の者として第1号から第3号を規定するほか、地域の実情に応じて個別に指定できるよう第4号を規定している。

また、本条例が兵庫県民を対象としたものであることから、他府県の区域に存する近隣関係者に対する説明義務はないものの、設置者としての説明義務や円滑な事業実施等の観点から、設置者において、他府県の区域に存する近隣関係者に対しても説明することが望ましい。

規則で規定する近隣関係者	考え方
(1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者	事業区域に隣接する土地の所有者及び土地を借地し事業活動等を行っている者については、隣接地で太陽光発電施設等が設置される影響も大きいいためそのことを事前に周知しておく必要がある。
(2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者	事業区域に隣接する土地に建つ建築物の所有者や使用貸借又は賃借により居住や事業活動等を行っている者に対しても、同様に事前に周知しておく必要がある。

(3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民	事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む自治会や町内会等の団体に所属する関係住民（自治会等に所属する全ての住民等とし、その単位は世帯とすることができる。）に対して、影響を及ぼすおそれがある者として事前に周知しておく必要がある。
(4) 前3号に掲げるもののほか、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者	地域の実情に応じて、例えば、雨水排水等の第一放流先の水利権者や流域内の居住者、工事用車両の通行路が児童等の通学路と重複する場合の当該児童等が通学する学校、市町の他の要綱等で住民説明を求めている場合の対象者など市町が必要と判断し、県と協議の上、近隣関係者に含めるべきと考えられる者に対しても事前に周知しておくこととする。

※ 規則第6条1号、第2号及び第4号において規定する近隣関係者の範囲は、おおむね次のイメージ図のとおりである。（(1)、(2)及び(4)は、それぞれ規則第6条第1号、第2号及び第4号を示す。）



※1 高速道路、自動車専用道路並びに2車線以上（幅員6.5m以上でセンターラインあり）の一般国道及び主要地方道である県道を除く。

※2 河川法第3条に規定する一級河川及び二級河川を除く。

（３）近隣関係者への説明の考え方

条例第７条第１項、第３項及び第４項、第７条の２第２項並びに第７条の３第２項において、それぞれ近隣関係者への説明を義務付けているが、規定ごとの考え方は下記のとおりである。

条例の規定	説明内容・考え方
・第７条第１項：事業計画の届出 ・第７条の２第２項：設置の許可	事業計画の内容の全てを近隣関係者に説明することを義務付けたもので、工事着手の６０日前までに行う届出又は許可の申請より前に説明が必要である。
・第７条第３項：設置工事の着手予定日等の変更の届出 ・第７条の３第２項：変更の許可	設置工事に関する重要な変更であるため、変更する事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けたもので、工事着手の３０日前までに行う届出又は許可の申請より前に説明が必要である。
第７条第４項：設置者の氏名等の変更の届出	設置工事に直接関係しない設置者等の氏名等の変更が生じた場合に変更後の事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けたもので、変更後遅滞なく説明が必要である。 なお、この場合の近隣説明については文書によることも可とし、近隣関係者から求めがあるなど必要に応じて説明会等面談による説明を行うこととする。

（４）近隣関係者の理解

設置者は近隣関係者に対し単に説明をするだけでなく、将来的なトラブルを防ぐために、近隣関係者の理解を得た上で事業を進めることが必要である。

ただし、他の開発等に係る法令等も同意まで求めるものではないことから、本条例では説明に当たって、理解が得られるよう努めなければならないと規定している。

なお、施設基準に適合する事業計画であっても、太陽光発電施設等の設置に関連して、近隣関係者から地域貢献や追加の措置などを要求されるケースが考えられる。これに対して、設置者が誠意をもって対応している場合は、近隣関係者の理解が完全に得られなくても、説明に当たって理解が得られるよう努めていると判断することを妨げない。

13 知事の定める法令等の事前手続

(知事の定める法令等の事前手続)

第8条の2 設置者は、森林法第10条の2第1項又は宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可の申請その他規則で定める法令等の手続を、第7条第1項、第3項若しくは第4項の規定による届出又は第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の許可の申請をする前に行わなければならない。

(知事の定める法令等の事前手続)

第6条の2 条例第8条の2（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める法令等の手続は、次に掲げる手続とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請の手続（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を要する場合に限る。）
- (2) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第16条の規定による公告、縦覧及び公表の手続
- (3) 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第15条第1項の規定による書類の提出の手続
- (4) 砂防指定地管理条例（平成15年兵庫県条例第30号）第4条第1項、第5条第1項又は第7条の規定による許可の申請の手続

(1) 関係法令等の事前手続を求める趣旨

条例を関係法令と一体的に運用することにより、太陽光発電施設等の事業区域及びその周辺地域の安全性を担保するため、条例に基づく届出又は許可申請を行う者は、あらかじめ、防災面で関連する法令（森林法、盛土規制法、都市計画法及び砂防指定地管理条例）に基づく許可の申請を行わなければならないこととしている。

また、工事に着手する前に自然環境への影響を適切に評価し、その結果を事業計画に反映させるため、自然環境面で関連する法令（環境影響評価法、環境影響評価に関する条例）に基づく手続を行わなければならないこととする。

14 工事完了の届出

(工事完了等の届出)

第9条 第7条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第7条 条例第9条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、工事完了届出書（様式第4号）を知事に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する工事完了届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 工事完了の届出の趣旨

設置工事が完了した場合には、工事中の各工程における状況の分かる写真や完成写真等を添付して届け出ることとしており、工事の完了について書面で確認することとしている。

また、工事完了後に太陽光発電施設等の維持管理行為が開始されることから、それを把握する目的も併せ持っている。

なお、工事完了の届出の際には事前に近隣関係者へ説明する必要はない。

(2) 完了時の添付図書

工事完了の届出の様式は規則様式第4号の様式とし、規則別表第2に掲げる図書を添付するものとしている。

なお、届出が不要な軽微な変更が生じた場合、この機会に併せてその内容のわかる図書を添付することとする。

15 工事廃止の届出

(工事完了等の届出)

第9条 (略)

2 第7条第1項の規定による届出をした者は、当該設置工事を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(工事廃止の届出)

第7条の2 条例第9条第2項(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、工事廃止届出書(様式第4号の2)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する工事廃止届出書には、別表第2の2に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 工事廃止の届出の趣旨

設置工事を廃止した場合には、工事廃止後の措置を記載する平面図、事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かる写真等を添付して届け出ることとしており、工事の廃止後に適切な措置が行われることについて書面で確認することとしている。

16 増設等工事の届出、許可等

(増設等工事の届出、許可等)

第10条 第7条から前条までの規定は、設置工事の完了後において設置者又は管理者が太陽光発電施設等の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事（これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）（以下「増設等工事」という。）をしようとする場合について準用する。

(増設等の行為)

第8条 太陽光発電施設に係る条例第10条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるもの（これらの行為に係る工事の完了後において、その事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるものに限る。）とする。

(1) 工作物の増設で、当該増設後の工作物の水平投影面積が増設前の水平投影面積の1.2倍以上となるもの

(2) 工作物の移転、修理又は改造（以下「移転等」という。）で、当該移転等に係る工作物の部分の水平投影面積が当該工作物の水平投影面積の2分の1以上であるもの

(3) 事業区域の面積を変更する行為であって、次に掲げるもの

ア 当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の面積の10分の1以上であるもの

イ 当該行為により増加する事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるもの

ウ 事業区域の面積が5,000平方メートル未満の太陽光発電施設等について、当該行為により事業区域の面積が5,000平方メートル以上となるもの

2 風力発電施設に係る条例第10条第1項に規定する規則で定める行為は、工作物の増設で、次に掲げるものとする。

(1) 当該増設により増加する風力発電施設の出力が1,500キロワット以上であるもの

(2) 出力が1,500キロワット未満の風力発電施設について、当該増設により出力が1,500キロワット以上となるもの

3 条例第7条第1項第2号に規定する特別地域に設置する風力発電施設に係る前項の規定の適用については、同項中「1,500キロワット」とあるのは、「500キロワット」とする。

(1) 増設等工事の届出、許可等の趣旨

工事が完了した後の太陽光発電施設について、一定規模の増設、移転、修理又は改造を行う場合には、地域環境に影響を及ぼすおそれがあることから、設置工事と同様に届出、許可等の対象としており、事業区域の面積を変更する場合にも、規則第8条第1項第3号に示すような一定規模の増減について届出又は許可の対象としている。

また、風力発電施設については、一定規模の増設を行う場合にのみ届出等の対象としている。

これら増設等工事に係る手続として、当初の設置工事と同様に、第7条から第9条に規定する近隣関係者への説明や事業計画の届出、工事完了の届出等が必要となる。

(2) 増設（第1項第1号、第2項、第3項）

太陽光発電施設に係る工作物を増設する場合で、増設後の工作物の水平投影面積が従前の1.2倍以上となる場合に届出又は許可の対象となる。その際、増設する箇所と廃止（撤去）する箇所がある場合、工作物全体での増減ではなく、新たに増設する箇所のみで届出の対象の判断を行う。

風力発電施設に係る工作物を増設する場合で、当該増設により、1,500kW以上の出力の増加となる場合、又は出力1,500kW未満の施設が1,500kW以上となる場合に届出の対象となる。（特別地域においては、1,500kWは500kWとなる。）

(3) 移転（第1項第2号）

事業区域内の既存の太陽光発電施設の一部又は全部を区域内の別の場所へ移動させることを移転といい、従前の工作物の水平投影面積1/2以上を移転する場合に届出又は許可の対象となる。

なお、工作物を事業区域外から移動して新たな事業区域内に設置する場合は移転ではなく新設となるため、設置工事として第7条の事業計画の届出又は第7条の2の許可の対象となる。

(4) 修理・改造（第1項第2号）

太陽光発電施設に係る工作物に不具合が生じた場合において、その材料等を部分的に手直しし、同一構造、機能に復元する場合を修理という。ただし、従前と全く同じ材料等による修理や単なる維持保全のためのメンテナンスは含まない。また、太陽電池モジュールの形状や材質の変更など、既存の工作物の一部を利用し、構造、機能、強度等を変更し、従前と同じ範疇の設備とすることを改造という。これらの修理又は改造の対象となる部分の水平投影面積が従前の面積の1/2以上となる場合に届出又は許可の対象となる。

(5) 緊急時の対応

災害などで緊急に工作物の修理等が必要な場合で、色彩や材料等に変更がないなど、基準に適合していることが明らかな場合は、60日前までの届出等までは求めないが、応急措置完了後速やかにその内容を報告することが望ましい。

(6) 事業区域の変更（第1項第3号）

太陽光発電施設については、規則第8条第1項第3号に掲げる事業区域の変更についても増設等工事の届出等の対象となる。

アにより、事業区域の面積が従前の面積の1/10以上増減する場合を対象としている。この行為のみ事業区域の面積の減少を含んでいるのは、それに伴い緑地面積の減少や、境界部分の遮蔽措置がなくなるなどの基準に適合しないことが想定されるためである。

イにより、増加する事業区域の面積が5,000㎡以上の場合を対象としている。これは特に従前の事業区域の面積が大きい場合、アの規定だけでは十分でなく、その補完措置として届出又は許可の対象となる実増加面積を設定しているものである。

さらに、ウにより、事業区域の面積が5,000㎡未満のものから5,000㎡以上になる場合については、新たに届出又は許可の対象の規模となることから、アの規定にかかわらず対象とするものである。

(7) 共通事項

太陽光発電施設について、規則第8条第1項第1号、第2号に伴い事業区域の面積が5,000㎡未満となる場合や、同項第3号アにより、事業区域の面積が5,000㎡未満となる場合については、これらの規定に該当する場合でも増設等工事の届出又は許可の対象としないものとする。

また、本規定は、原則として工事完了後のものを対象としており、工事中の変更については第7条第3項により事業計画の変更の届出又は第7条の3により変更許可が必要となる。

なお、条例適用前（平成29年7月1日より前）に既に設置工事に着手しているものに増設等を行う場合についても当該規定は適用されることとなる。ただし、既存部分については施設基準への適合の義務はなく、増設工事等を行う部分について施設基準に適合させる必要がある。

(8) 増設・移転のイメージ図（太陽光発電施設の場合）

届出許可	変更前		変更後	
○	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 5,000㎡	工作物の水平面積 1.2 倍以上	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 6,500㎡ 増設部分: 1,500㎡	1.3 倍
×	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 5,000㎡	工作物の水平面積 1.2 倍未満	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 5,500㎡ 増設部分: 500㎡	1.1 倍
○	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 5,000㎡	工作物の水平面積 1.2 倍以上	事業区域: 8,000㎡ 廃止: 1,000㎡ 工作物: 5,500㎡ 増設部分: 1,500㎡	増設部分が 1.3 倍
○	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 4,000㎡	工作物の水平面積 1/2 以上移転	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 4,000㎡	全部移転
×	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 4,000㎡	工作物の水平面積 1/2 未満移転	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 4,000㎡	1/4 移転
○	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 6,000㎡	工作物の水平面積 1/2 以上修理又は改造	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 6,000㎡ 修理又は改造: 4,000㎡	2/3 修理又は改造
×	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 6,000㎡	工作物の水平面積 1/2 未満修理又は改造	事業区域: 8,000㎡ 工作物: 6,000㎡ 修理又は改造: 1,000㎡	1/6 修理又は改造
○	事業区域: 7,000㎡	事業区域 1/10 以上の増減	事業区域: 8,000㎡	1.14 倍
×	事業区域: 7,000㎡	事業区域 1/10 未満の増減	事業区域: 7,500㎡	1.07 倍
×	事業区域: 7,000㎡	事業区域 1/10 未満の増減	事業区域: 4,500㎡	0.64 倍 5,000㎡未満

○	事業区域: 60,000 m ²	事業区域 5,000 m ² 以上 の増加	事業区域: 65,000 m ²	5,000 m ² 増加
×	事業区域: 60,000 m ²	事業区域 5,000 m ² 未満 の増加	事業区域: 64,000 m ²	4,000 m ² 増加
○	事業区域: 3,000 m ²	増設後事業 区域面積 5,000 m ² 以上	事業区域: 6,000 m ²	増設後 6,000 m ²
×	事業区域: 3,000 m ²	増設後事業 区域面積 5,000 m ² 未満	事業区域: 4,500 m ²	増設後 4,500 m ²

(9) 増設等工事の設置許可の取扱い

増設等工事をする場合の民有林における切土又は盛土をする土地の面積の算定（条例第7条の2第1項第3号関係）には、当該増設等工事に伴い、民有林において切土等をする土地の面積によることとする。よって、既存の太陽光発電施設を設置する工事の際に、民有林において切土等を行った場合でも、その設置工事が完了したことにより、既に民有林ではなくなっている土地は、算定面積に含まないこととする。

また、既存の太陽光発電施設が条例第7条の2の許可を受けて設置された場合でも、増設等工事では、民有林における切土等を行う土地の面積が3,000㎡以下であるなど条例第7条の2第1項に該当しないときは、設置に当たり許可を要しないこととする。

○増設等工事に関する設置の許可の考え方

	イメージ	考え方
ケース1	事業区域：6,000㎡ 民有林における切土等：4,000㎡ 手続：許可 事業区域：6,000㎡ 民有林における切土等：2,000㎡ 手続：届出 当初設置工事 増設等工事	・当初設置工事は、事業区域が6,000㎡（5,000㎡以上）、民有林における切土等が4,000㎡（3,000㎡超）であり、設置の許可が必要。 ・増設等工事部分は、事業区域が6,000㎡（5,000㎡以上増加）、民有林における切土等が2,000㎡（3,000㎡以下）であり、設置の許可ではなく、事業計画の届出が必要。
ケース2	事業区域：4,000㎡ 民有林における切土等：2,000㎡ 手続：なし 事業区域：4,000㎡ 民有林における切土等：4,000㎡ 手続：許可 当初設置工事 増設等工事	・当初設置工事は、事業区域が4,000㎡（5,000㎡未満）であり、手続は不要。 ・増設等工事部分は、事業区域が4,000㎡で合計8,000㎡（増設後5,000㎡以上）、民有林における切土等が4,000㎡（3,000㎡超）であり、設置の許可が必要。
ケース3	事業区域：4,000㎡ 民有林における切土等：2,000㎡ 手続：なし 事業区域：4,000㎡ 民有林における切土等：2,000㎡ 手続：届出 当初設置工事 増設等工事	・当初設置工事は、事業区域が4,000㎡（5,000㎡未満）であり、手続は不要。 ・増設等工事部分は、事業区域が4,000㎡で合計8,000㎡（増設後5,000㎡以上）、民有林における切土等が2,000㎡（3,000㎡以下）であり、事業計画の届出が必要。
ケース4	事業区域：50,000㎡ 民有林における切土等：4,000㎡ 手続：許可 事業区域：4,000㎡ 民有林における切土等：4,000㎡ 手続：なし 当初設置工事 増設等工事	・当初設置工事は、事業区域が50,000㎡（5,000㎡以上）、民有林における切土等が4,000㎡（3,000㎡超）であり、設置の許可が必要。 ・増設等工事部分は、事業区域が4,000㎡で合計54,000㎡（5,000㎡未満の増加かつ1/10未満の増減）であり、民有林における切土等が4,000㎡（3,000㎡超）でも手続は不要。

17 設置者の氏名等の変更届

(増設等工事の届出等)

第10条 (略)

- 2 設置者又は管理者は、設置工事の完了後において太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出をする前に、近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならない。

(設置者の氏名等の変更届)

第9条 条例第10条第2項の規定による届出は、設置者の氏名等の変更届出書(様式第5号)を知事に提出して行わなければならない。

- 2 前項に規定する設置者の氏名等の変更届出書には、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 設置者の氏名等の変更届の趣旨

設置工事の完了後、太陽光発電施設等の維持管理が開始されることとなるが、例えば、維持管理期間中において、災害等により事業区域外に土砂が流出するなどにより、設置者又は管理者に連絡を取り、対応を求める場合など、変更後の設置者又は管理者の氏名等を把握しておく必要があるため、届出を行うこととしている。

(2) 設置者の氏名等の変更

本条例における設置者の氏名等の変更とは、第7条第4項で規定しているとおり、①設置者及び管理者の氏名及び住所の変更、②太陽光発電施設等の管理の方法の変更、を指している。

(3) 近隣関係者への説明

近隣関係者へは、変更後の設置者の氏名や管理方法の変更を明らかにしておくため、変更が生じた場合は変更内容について説明を求めている。なお、説明方法として文書による通知でも可とするが、取扱いについては第8条の解説を参照すること。

(4) 第7条第4項との相違点

第7条第4項の変更の届出は、設置工事の完了前の変更を対象としている。一方、第10条第2項の変更の届出は、設置工事完了後の維持管理段階での変更を対象としており、変更の届出や近隣関係者への説明についても、事業計画全体ではなく、変更した部分のみを対象としている。

また、近隣関係者への説明内容等についても、近隣説明実施記録の添付ではなく、届出書に記載することで足りることとしている。

なお、本項及び次条の廃止の届出については、管理段階での届出となるため、設置者だけでなく管理者による届出も可能としている。

18 廃止の届出

(廃止の届出)

第11条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第10条 条例第11条の規定による届出は、廃止届出書（様式第6号）を知事に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する廃止届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 廃止の届出の趣旨

廃止の届出は、廃止を行う前に届け出ること、廃止する時期等を明らかにし、施設基準の廃止後の措置に関する基準に照らし合わせて適切な廃止を行うようにするものである。そのため廃止する日の30日前に届け出ることとしている。

なお、事業計画の届出の際に示された廃止後の措置に関する計画については、その時点での予定であるため、廃止を行う前に、実際どのような措置を行うのか確定した内容を改めて届け出るものである。廃止の届出の際には事前に近隣関係者へ説明する必要はない。

(2) 廃止届を提出しない者への対応

廃止届を提出しない者に対しては、第12条により、太陽光発電施設等の状況に関する報告を求め、太陽光発電施設等の状況や事業者の対応に応じて、第13条に基づき指導・助言することも可能である。また、指導に従わない場合は、第14条に基づき、勧告・公表を行うこと、勧告に従わない場合に、第14条の2第3項に基づき命令することも可能である。

(3) 設置者又は管理者が倒産等で不明となった時の対応

法的にその権利を引き継ぐ者が、施設の維持管理又は廃止等をせざるを得ないと考えている。このため、法的にその権利を引き継ぐ者に対して第10条第2項の設置者の氏名等の変更の届出や第12条の報告を求める必要があることから、事業計画の届出において、それを確認するための関係者の一人として土地所有者の氏名等についても明記することとしている。

19 報告の徴収及び立入検査

(報告の徴収及び立入検査)

第12条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業区域その他太陽光発電施設等の設置に係る場所に立ち入り、太陽光発電施設等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(1) 報告の徴収及び立入検査の趣旨

工事中又は維持管理期間中に、近隣住民からの通報などにより太陽光発電施設等の状況を確認する必要がある場合には、設置者又は管理者に対し現状の報告を求めることができる報告徴収及び事業区域その他太陽光発電施設等の設置に係る場所への立入検査の規定を設けている。また、本条例による届出等を行っていない太陽光発電施設等に対しても、地域環境との調和が図られない状況が発生した時などに、その状況を把握するため、報告の徴収及び立入検査を行うことができるようにしている。

なお、報告を求める施設等について、事業区域の面積が不明である場合も想定されるため、第7条の解説にもあるように、規模を設定していない。

(2) 既存の施設への報告の徴収及び立入検査

本規定は、後述する経過措置（届出等の適用）の解説にもあるように、既存の施設についても報告の徴収及び立入検査の対象とすることが可能である。これは、条例施行後の施設だけでなく、条例施行前の施設においても、地域環境に及ぼす影響が大きい場合など、必要に応じて報告の徴収及び立入検査を行うことができるようにしているものである。

20 指導又は助言

(指導又は助言)

第13条 知事は、第7条第1項(第7条の2第5項の規定により届出があったとみなされる場合を含む。)、第3項(第7条の3第4項の規定により届出があったとみなされる場合を含む。)、若しくは第4項若しくは第9条(第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第10条第2項又は第11条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が施設基準に適合しないと認めるとき又は第5条の2第1項若しくは第8条の2の規定に違反するときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 知事は、前条第1項の規定による報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該報告をした設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 知事は、前2項の規定による指導又は助言をしようとするときは、必要に応じ、関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

(1) 指導又は助言の趣旨

本条例の趣旨を踏まえた太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう、設置者等に対して施設基準の遵守や近隣関係者への適切な説明を誘導していくための有効な手段として、指導又は助言の規定を設けている。条例の実効性を担保するため、粘り強く指導や助言を実施していくことが重要となる。

(2) 届出者に対して指導又は助言を行う場合(第1項)

本条例に基づき届出等が提出された際に、施設基準に適合しない場合や、近隣関係者への説明が十分になされていない場合が考えられる。その場合、届出者に対して、施設基準への適合や近隣関係者への説明を求めるため、指導又は助言を行うことができるよう規定したものである。

(3) 設置者又は管理者からの報告に対し指導又は助言を行う場合(第2項)

近隣関係者の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合などには、第12条第1項により設置者又は管理者にその状況等について報告を求めることができることとしており、さらに同第2項により立入検査をすることができることとしている。その際必要に応じて、指導又は助言を行うことができるよう規定したものである。

(4) 関係行政機関への意見聴取(第3項)

指導又は助言を行う場合に、必要に応じて、国や市町等の関係機関に意見聴取できるよう規定している。関係機関における許認可等の申請状況を確認する場合や、施設基準への適合性を確認する上で、専門的な意見を聴きたい場合に、条例に基づき意見が聴けるよう規定したものである。

(参考)「指導」と「助言」の違い

「指導」とは、相手方に対しなすべきことを示して、相手方を一定の方向に誘導することであり、「助言」とは、ある行為をする上で必要な事項について助けとなる進言をすることをいう。そのため、指導に従わない場合は、勧告等を行うことができるが、助言に対しては勧告等を行えない。

21 勧告及び公表

(勧告及び公表)

第14条 知事は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができる。

- (1) 第9条（第10条第1項において準用する場合を含む。）又は第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (3) 事業区域における土砂の流出その他の災害の発生を防止するため必要があると認めるとき。
- (4) 正当な理由なく前条第1項又は第2項の規定による指導に従わないとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(1) 勧告及び公表の趣旨

本条例の目的が達せられるよう施設基準等に適合しない太陽光発電施設等については、粘り強く指導・助言することとしているが、正当な理由がなく、それに従わない場合は、設置者又は管理者の責務を果たしていないと判断し、必要な措置を講ずるよう勧告が行えるようにしている（第1項第4号）。

その上で勧告にも従わない場合は、勧告の内容や設置者の氏名等を公表し、広く知らしめることで、自主的な措置を促すとともに、他の太陽光発電施設等の設置者又は管理者に対しても、条例遵守への意識を認識してもらうようにしている（第3項）。

また、罰則を設けていない第9条や第11条の届出をしない者や第12条第1項の報告を行わない者及びそれに類するものとして虚偽の届出又は報告を行った者や同条第2項の検査に応じない者等に対しても勧告及び公表ができるよう規定している（第1項第1号及び第2号）。

さらに、事業区域において、土砂の流出など災害が発生するおそれがある場合にも、設置者又は管理者に、防災上必要な措置を行うことを勧告できるよう規定している（第1項第3号）。

(2) FIT法との関係

FIT法において、条例の規定に違反している場合は認定の取消しが講じられるよう規定されている。本条例についても、その対象となるため、条例の規定に背いた行為を行う場合には、勧告・公表、を行うことと併せて、FIT法において認定の取消しが行われることもあり得ることに留意が必要である。

22 措置命令

(措置命令)

- 第14条の2 知事は、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第7条の2第1項又は第7条の3第1項の許可を受けた設置者又は当該許可に係る太陽光発電施設の管理者に対し、土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して設置工事を行った者に対し、当該設置工事を停止し、太陽光発電施設を撤去し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を行わなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置を行うべきことを命ずることができる。
- 4 第13条第3項の規定は、前3項の規定による命令について準用する。

(1) 措置命令の趣旨

許可制度により規制する災害の危険性が高い太陽光発電施設について、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要がある場合には、設置者又は管理者に、防災上必要な措置を行うことを命令できるように規定している（第1項）。

また、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の規定に違反して、許可を受けずに設置工事を行った者に、工事の停止や太陽光発電施設の撤去などを命じることができることとしている（第2項）。なお、許可の規定に違反した者は、第20条に規定する罰則の対象となる。

さらに、条例第14条の勧告を受けた者に、勧告に係る措置を行うことを命令できるように規定している（第3項）。

(2) 行政代執行法との関係

事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要がある場合などに、命令を受けた設置者又は管理者が、その命令に係る措置を行わなかったときには、命令を行った行政庁が防災上の措置を代執行することができる（行政代執行法第2条）。

23 国等の特例

(国等の特例)

第15条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）は、太陽光発電施設等の設置等をしようとするときは、第7条から第7条の3まで及び第9条から第11条までの規定の例により、必要な事項を知事に通知するものとする。

2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による通知又は前項の規定による報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該通知又は報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

(国等の特例を適用する法人)

第11条 条例第15条第1項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 独立行政法人都市再生機構

(2) 地方住宅供給公社（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。）

(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(4) 独立行政法人空港周辺整備機構

(5) 土地開発公社（都道府県及び地方自治法第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。）

(6) 日本下水道事業団

(国等における太陽光発電施設等の設置等に係る通知)

第12条 条例第15条第1項の規定による通知は、第2条、第4条、第7条、第9条及び第10条の規定の例により行うものとする。

(1) 国等の特例の趣旨

国等の機関については、本条例の目的を踏まえ、当然の責務として、太陽光発電施設等と地域環境との調和を積極的に図られるべきものであるため、本条例の手続については特例とし、近隣関係者への説明等の一部の手続を簡素化している。なお、一般の届出又は許可の申請行為については通知とし、指導・助言については要請に代えている。

(2) 国等の範囲

国、県及び市町の地方公共団体以外の法人として、都市計画法の開発許可等の規定に倣い規則第11条に掲げる法人もこれらと同等に扱うこととする。

24 届出等をすべき太陽光発電施設等の規模又は能力の特例

(届出等をすべき太陽光発電施設等の規模又は能力の特例)

第16条 知事は、地域の特性を踏まえ、太陽光発電施設等と地域環境との調和を特に図る必要があると認める区域について、関係市町長の意見を聴いて、第7条、第8条から第11条まで、第13条から前条(第2項を除く。)まで、第19条、第22条及び第23条(これらの規定のうち第7条の2第1項各号のいずれにも該当する太陽光発電施設に係る部分を除く。)の規定が適用される太陽光発電施設等の規模又は能力の下限を、次の各号に掲げる太陽光発電施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模又は能力の範囲内において別に規則で定めることができる。

- (1) 第7条第1項第1号に掲げる太陽光発電施設等 事業区域の面積が1,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
- (2) 第7条第1項第2号に掲げる太陽光発電施設等 出力が20キロワット以上1,500キロワット未満(特別地域に設置するものにあつては、20キロワット以上500キロワット未満)

(1) 届出等をすべき太陽光発電施設等の規模又は能力の特例の趣旨

特に良好な景観を守るべき地域や土砂災害のおそれがあるなどの住環境に及ぼす影響の大きい地域など地域の特性に応じて、第7条に規定する届出対象の規模又は能力では太陽光発電施設等と地域環境との調和が十分図られないケースも考えられるため、適用規模を引き下げることが可能としている。

適用規模の引下げを導入する場合、関係市町と協議の上、対象とする区域及び太陽光発電施設については1,000㎡以上5,000㎡未満、風力発電施設については20kW以上1,500kW(特別地域は500kW)未満の範囲内で届出の対象となる規模等の下限を決定する。当該区域の設定は、市町全域でも市町内の一部の区域でも可能である。

なお、適用規模等の引下げを行う場合は規則を改正するとともに、引下げに伴い、本条例の規定に基づき知事を行う手続を市町に権限移譲することとしている。

(2) 適用規模等を引き下げた場合の県と市町の役割分担の考え方

広域調整の観点から、第7条に規定する規模等の太陽光発電施設等について、県で届出等の事務処理を行うものである。市町のまちづくりの要望を踏まえて、適用規模を引き下げ場合は、より地域の実情に応じた対応が求められるため、引下げ前の第7条に規定する規模等の申請も含めて権限移譲することとしている(附則第9条解説参照)。

なお、権限移譲された場合においても市町から県への意見を聴くことができるなど県から市町に対して技術的助言を行うことにより、互いに協力して条例の目的の達成に努める。

(3) 適用規模等の引下げに伴う規則の改正

適用規模等の引下げを行う場合は、規則において適用規模等の引下げを行う市町の区域及び規模等の下限について新たに規定するとともに、適用規模等の引下げに伴う規則の所要の改正を行うこととなる。

25 条例の適用除外

(条例の適用除外)

第17条 太陽光発電施設等の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、これにより良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこの条例の規定の適用については、規則で定める。

(1) 条例の適用除外の趣旨

本条例の目的や届出手続と同等の規定を定めた条例をもつ市町については、二重行政を排除するため、適用除外できる規定を設けている。該当する市町とは協議の上、条例の全て又は一部の規定について、適用除外とすることを可能としており、対象市町及びその適用除外の規定内容については規則で定めることとなる。

26 補則

(補則)

第18条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出部数)

第15条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

(1) 補則の趣旨

本条例の施行に当たり、条例において具体の定めがないものについて、適切に条例が運用できるよう、規則でその手続等を定めることを可能としている。具体には、手続に関する様式・添付図書（規則第2条、第3条、第4条、第5条の3、第5条の4、第7条、第7条の2、第9条、第10条、第10条の2、第12条）やその提出部数（規則第15条）について定めている。

27 罰則・両罰規定

(罰則)

第19条 第14条の2第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の2第1項又は第7条の3第1項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して、太陽光発電施設等を設置した者
- (2) 偽りその他不正な手段により第7条の2第1項又は第7条の3第1項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者
- (3) 第7条の2第4項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反した者

第21条 第14条の2第3項の規定による知事の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第22条 第7条第1項、第3項若しくは第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第10条第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又はこれらの届出に添付する近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第19条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(1) 罰則の趣旨（第19条、第20条、第21条及び第22条）

許可制度により規制する災害の危険性が高い太陽光発電施設について、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要がある場合や、許可を受けずに設置工事を行った場合など防災上、特に重大な知事の命令に違反した者には、最も重い罰則を課すこととしている。

さらに、許可を受けず又は事業計画の届出をせずに設置工事に着手した者や不正な手段により許可を受けた者、虚偽の届出をした者や虚偽の近隣説明実施記録を添付した者にも罰則を設けている。

一方、本条で規定していない廃止届出等の行為については、住民説明の必要がなく、その届出がない場合において、行政として報告を求めるなどして粘り強く指導又は助言しながら、必要に応じて勧告及び公表を行う方がより実効性があるとの考えから、罰則規定の対象とはしていない。

(2) 両罰規定について（第23条）

違反行為を行った者のほか、その法人等についても第23条の罰則は受けることとなり、その際の罰金刑の対象になり得ることを規定したものである。

28 施行期日

(施行期日)

附則 1 この条例は、平成29年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項から第 7 項までの規定及び附則第 9 項中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）本則の表83の部の次に同表83の 2 の部を加える改正規定（同部事務の欄(9)に係る部分に限る。）は、同年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

附則 1 この規則は、平成29年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定並びに附則第 4 項中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）本則の表60の項の次に同表60の 2 の項を加える改正規定（次項及び附則第 3 項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務に係る部分に限る。）は、同年 5 月 1 日から施行する。

(1) 施行期日の趣旨

本条例の施行日は一定の周知期間が必要であることから、平成 29 年 7 月 1 日としている。施行日以後に着手する設置工事又は増設等工事について、本条例の適用とするためには、太陽光発電施設等の設置工事に着手する日の 60 日前までに事業計画の届出が必要であることから、附則第 5 項から第 7 項までの規定（事業計画の届出、近隣説明実施記録の届出等のみなし規定）及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定の一部（市町による書類の受理事務）について同年 5 月 1 日から施行することとしている。

29 経過措置（届出等の適用）

（経過措置）

附則 2 第 7 条第 1 項（第 10 条第 1 項において準用する場合及び第 15 条第 1 項においてその例による場合を含む。）の規定は、平成 29 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に着手する設置工事又は増設等工事について適用する。

附則 3 第 10 条第 2 項（第 15 条第 1 項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更について適用する。

附則 4 第 11 条（第 15 条第 1 項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等の廃止について適用する。

（１）経過措置（届出等の適用）の趣旨

本条例の施行日は附則第 1 項で規定しているとおりであるが、本規定は、条例に基づく届出等の行為の適用の開始を明記しているものである。第 7 条第 1 項の事業計画の届出（第 10 条第 1 項の増築等工事において準用する場合及び第 15 条第 1 項の国等においてその例による場合を含む。）、第 10 条第 2 項の設置者の氏名等の変更届（第 15 条第 1 項においてその例による場合を含む。）、第 11 条の廃止の届出（第 15 条第 1 項においてその例による場合を含む。）の規定について、施行日（平成 29 年 7 月 1 日）以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等について適用となる。

（２）経過措置の対象となる行為について

第 2 項では事業計画の届出の規定は 7 月 1 日以降に着手する設置工事等に適用するため、条例第 7 条第 1 項により届出を行った者が行う第 7 条第 3 項及び第 4 項の事業計画の変更の届出、第 8 条の近隣関係者への説明、第 9 条の工事完了の届出の行為についても自動的に 7 月 1 日以後に着手する設置工事等に適用されることとなる。また、第 3 項及び第 4 項により設置者又は管理者が行う設置者の氏名等の変更届及び廃止の届出についても同等である。さらに、これらの届出に関する指導、助言、勧告、公表等の行為も同等である。

なお、ここで、第 12 条の報告の徴収及び立入検査の行為については経過措置の対象となっておらず、それに伴う指導・助言、勧告・公表の行為についても同様であることから、条例施行日（平成 29 年 7 月 1 日）以前に工事着手している既存の施設についても適用を受けることになる点に注意が必要である。詳しくは「6 事業計画の届出」の別表「太陽光発電施設等の属性別の条例の規定の適用状況」を参照のこと。

30 経過措置（施行日前のみなし規定）

（経過措置）

附則 5 設置者又は管理者は、施行日前においても、第 7 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項（第 10 条第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の例により、設置工事又は増設等工事に係る事業計画を知事に届け出ることができる。この場合において、当該届出をした者は、この条例の規定の適用については、これらの規定による届出をした者とみなす。

附則 6 国等は、施行日前においても、第 15 条第 1 項の規定の例により、設置工事又は増設等工事に係る事業計画を知事に通知することができる。この場合において、当該通知をした国等は、この条例の規定の適用については、同項の規定による通知をした国等とみなす。

附則 7 平成 29 年 9 月 30 日までの間に設置工事又は増設等工事に着手する場合における第 7 条第 1 項（第 10 条第 1 項において準用する場合及び附則第 5 項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第 8 条第 1 項の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「次条第 1 項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない」とあるのは「当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない。この場合において、当該設置工事に着手する日の 30 日前までに、次条第 1 項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を知事に届け出なければならない」と、第 8 条第 1 項中「前条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による届出をする前に」とあるのは「設置工事をしようとする場合にあっては前条第 1 項の規定による届出に係る設置工事に着手する日の 30 日前までに、設置工事の着手予定日等の変更をしようとし、又は設置者の氏名等を変更した場合にあっては同条第 3 項又は第 4 項の規定による届出をする前に」とする。

附則 8 第 22 条及び第 23 条の規定は、平成 29 年 10 月 1 日以後に着手する設置工事又は増設等工事について適用する。

（経過措置）

附則 2 第 12 条の規定は、条例附則第 5 項の規定による届出及び条例附則第 6 項の規定による通知について準用する。

附則 3 条例附則第 7 項の規定により読み替えて適用する条例第 7 条第 1 項後段（条例第 10 条第 1 項において準用する場合及び条例附則第 5 項においてその例による場合を含む。）の規定による近隣説明実施記録の届出は、様式第 2 号の近隣説明実施記録を知事に提出して行わなければならない。

（１）経過措置（施行日前のみなし規定）の趣旨

本条例の施行日（平成 29 年 7 月 1 日）以後に着手する設置工事又は増設等工事について、第 7 条第 1 項に基づく届出の対象となるが、60 日前までの届出が必要であることから、施行日前の届出を可能とするための規定である（第 5 項）。国等の通知についても同様に規定している（第 6 項）。

また、第 7 条第 1 項の事業計画の届出の前には第 8 条に規定する近隣関係者への説明が必要であるが、条例の制定から施行までの期間での説明が困難であるとも考えられることから、平成 29 年 9 月 30 日までの間に設置工事又は増設等工事に着手する場合においては、特例的に近隣関係者への説明を工事着手の 30 日前までとしている（第 7 項）。

さらに、罰則については、十分な周知期間が必要であることから、平成 29 年 10 月 1 日以後に着手する設置工事等に適用することとしている（第 8 項）

なお、着手日毎の経過措置の例示については、別図「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の施行に係る経過措置」を参照のこと。

(参考) 附則第 7 項による読み替え後の条例第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定

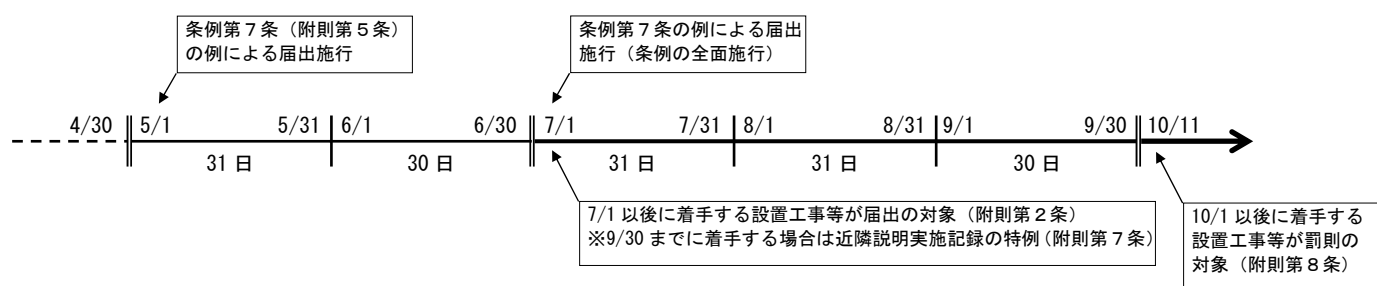
・読み替え後の第 7 条第 1 項

「第 7 条 設置者（第 15 条第 1 項に規定する国等を除く。以下同じ。）は、太陽光発電施設等（事業区域の面積が 5,000 平方メートル以上の太陽光発電施設等に限る。第 12 条、第 15 条第 2 項、第 16 条及び第 17 条を除き、以下同じ。）の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）（以下「設置工事」という。）をしようとするときは、当該設置工事に着手する日の 60 日前までに、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない。この場合において、当該設置工事に着手する日の 30 日前までに、次条第 1 項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を知事に届け出なければならない。」

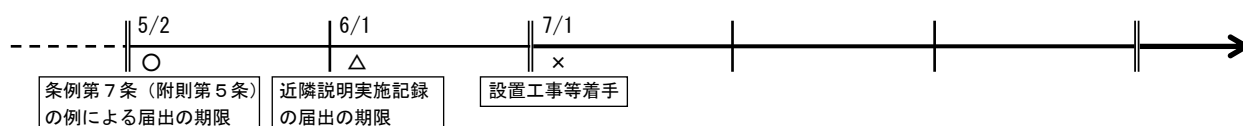
・読み替え後の第 8 条第 1 項

「第 8 条 設置者は、設置工事をしようとする場合にあっては前条第 1 項の規定による届出に係る設置工事に着手する日の 30 日前までに、設置工事の着手予定日等の変更をしようとし、又は設置者の氏名等を変更した場合にあっては同条第 3 項又は第 4 項の規定による届出をする前に、太陽光発電施設等の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、事業計画の内容について説明を行わなければならない。」

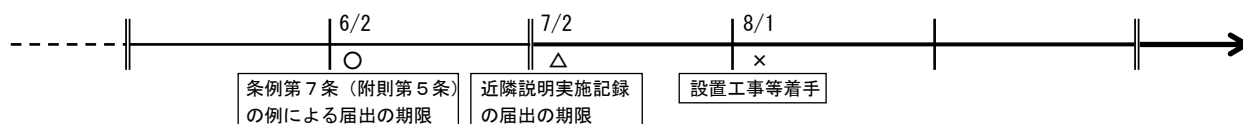
○太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の施行に係る経過措置



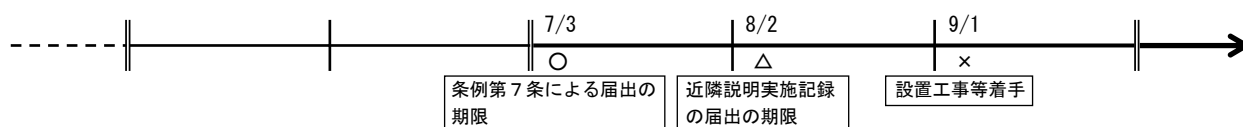
① H29. 7. 1 着手の場合



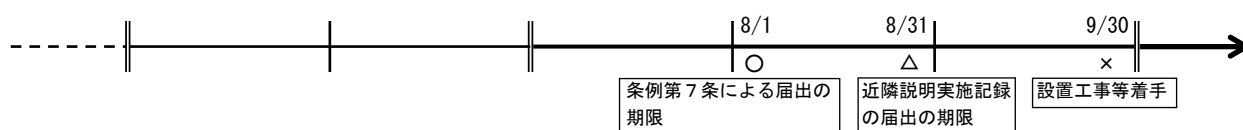
② H29. 8. 1 着手の場合



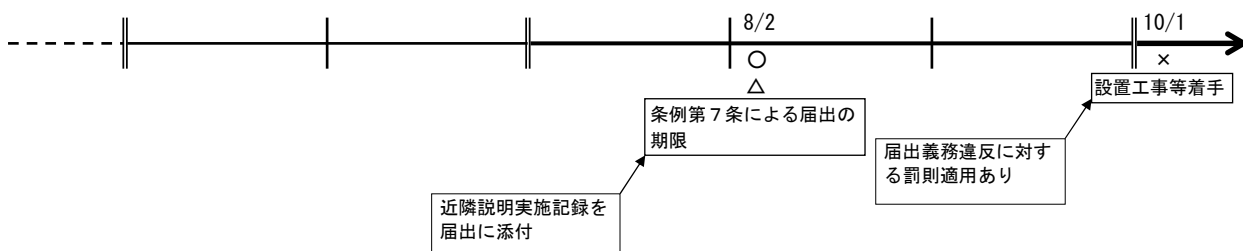
③ H29. 9. 1 着手の場合



④ H29. 9. 30 着手の場合



⑤ H29. 10. 1 着手の場合



31 経過措置（設置許可等の適用）

（経過措置）

改正附則 2 この条例による改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の 2 の規定は、令和 6 年 10 月 1 日以後に改正後の条例第 7 条第 1 項に規定する設置工事又は改正後の条例第 10 条第 1 項に規定する増設等工事（以下「設置工事等」という。）に着手する太陽光発電施設等について、適用する。

改正附則 3 改正後の条例第 7 条の 2 第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項、第 8 条の 2 及び第 9 条第 2 項（改正後の条例第 10 条第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第 14 条第 1 項（同項第 3 号に掲げる部分に限る。）及び第 14 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年 12 月 1 日以後に設置工事等に着手する太陽光発電施設等について、適用する。

改正附則 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（１）経過措置（設置許可等の適用）の趣旨

改正後の条例の施行日は、改正附則第 1 項で規定しているとおり令和 6 年 10 月 1 日であるが、本規定は、条例に基づく設置許可の申請等の適用の開始を明記しているものである。なお、改正後の条例第 7 条の 2 第 1 項の設置の許可、第 7 条の 3 第 1 項の変更の許可、第 8 条の 2 の知事の定める法令等の事前手続及び第 9 条第 2 項の工事廃止の届出（改正後の条例第 10 条第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 14 条第 1 項（同項第 3 号に掲げる部分に限る。）の勧告、第 14 条の 2 第 3 項の措置命令の規定は、令和 6 年 12 月 1 日以後に設置工事等に着手する太陽光発電施設等について適用となる。

ただし、改正後の条例第 5 条の 2 の設置禁止区域の規定については、条例の改正前から施設基準として、太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項の設置不適地の基準として定めているものであるため、令和 6 年 10 月 1 日以後に設置工事に着手する太陽光発電施設等について適用することとする。

32 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等に基づく事務

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

改正附則 5 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

83の2 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例等に基づく事務

事務	市町
太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下この部において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第7条第1項、第3項及び第4項並びに第9条（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第10条第2項及び第11条の規定による届出の受理に関する事務（条例第16条の規定による太陽光発電施設等の規模又は能力の下限を定めた区域における当該下限を定めた太陽光発電施設等に係るもの及び条例第16条の規定による太陽光発電施設等の規模又は能力の下限を定めた区域における条例第7条の2第1項各号のいずれにも該当する太陽光発電施設等に係るものに限る。（2）から（16）までにおいて同じ。） (2) 条例第7条の2第1項及び第7条の3第1項（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可に関する事務 (3) 条例第7条の2第4項（条例第7条の3第3項及び第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与に関する事務 (4) 条例第7条の4（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し等に関する事務 (5) 条例第12条第1項の規定による報告の徴収に関する事務 (6) 条例第12条第2項の規定による立入検査に関する事務 (7) 条例第13条第1項及び第2項の規定による指導及び助言に関する事務 (8) 条例第13条第3項の規定による意見の聴取に関する事務 (9) 条例第14条第1項の規定による勧告に関する事務 (10) 条例第14条第2項の規定による意見の聴取に関する事務 (11) 条例第14条第3項の規定による公表に関する事務 (12) 条例第14条の2第1項から第3項までの規定による命令に関する事務 (13) 条例第14条の2第4項の規定による意見の聴取に関する事務 (14) 条例第15条第1項の規定による通知の受理に関する事務 (15) 条例第15条第2項の規定による報告の徴収に関する事務 (16) 条例第15条第3項の規定による要請に関する事務 (17) 条例の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの（条例第16条の規定による太陽光発電施設等の規模又は能力の下限を定めた区域における当該下限を定めた太陽光発電施設等に係るもの及び条例第16条の規定による太陽光発電施設等の規模又は能力の下限を定めた区域における条例第7条の2第1項各号のいずれにも該当する太陽光発電施設等に係るものを除く。）	各市町

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

附則 4 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表60の項の次に次のように加える。

60の2 条例本則の表83の2の部に規定する規則で定める事務	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則(平成29年兵庫県規則第26号)の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務
--------------------------------	--

(1) 経由事務の権限移譲

本条例に規定する届出や許可の申請等に関する事務については、その提出書類の受理に関する事務については、市町が処理することとしている(改正条例附則第5項による表83の2(9)及び規則附則第4項)。これは、本条例の施行に当たり、市町においても、自らの市町域での太陽光発電施設等の計画を事前に把握することが基礎自治体として必要であると考えためである。具体の業務としては、知事に提出される規則第2条、第4条、第7条、第7条の2、第9条、第10条による届出、規則第5条の3、第5条の4による許可の申請、規則第12条による通知、規則附則第2項、第3項による届出等に係る書類の受理(経由)事務が対象となる。第16条に基づく規模等の引下げを行わない市町については、本事務のみが市町へ移譲されることとなる。

(2) 規模又は能力の引下げを行う場合の権限移譲

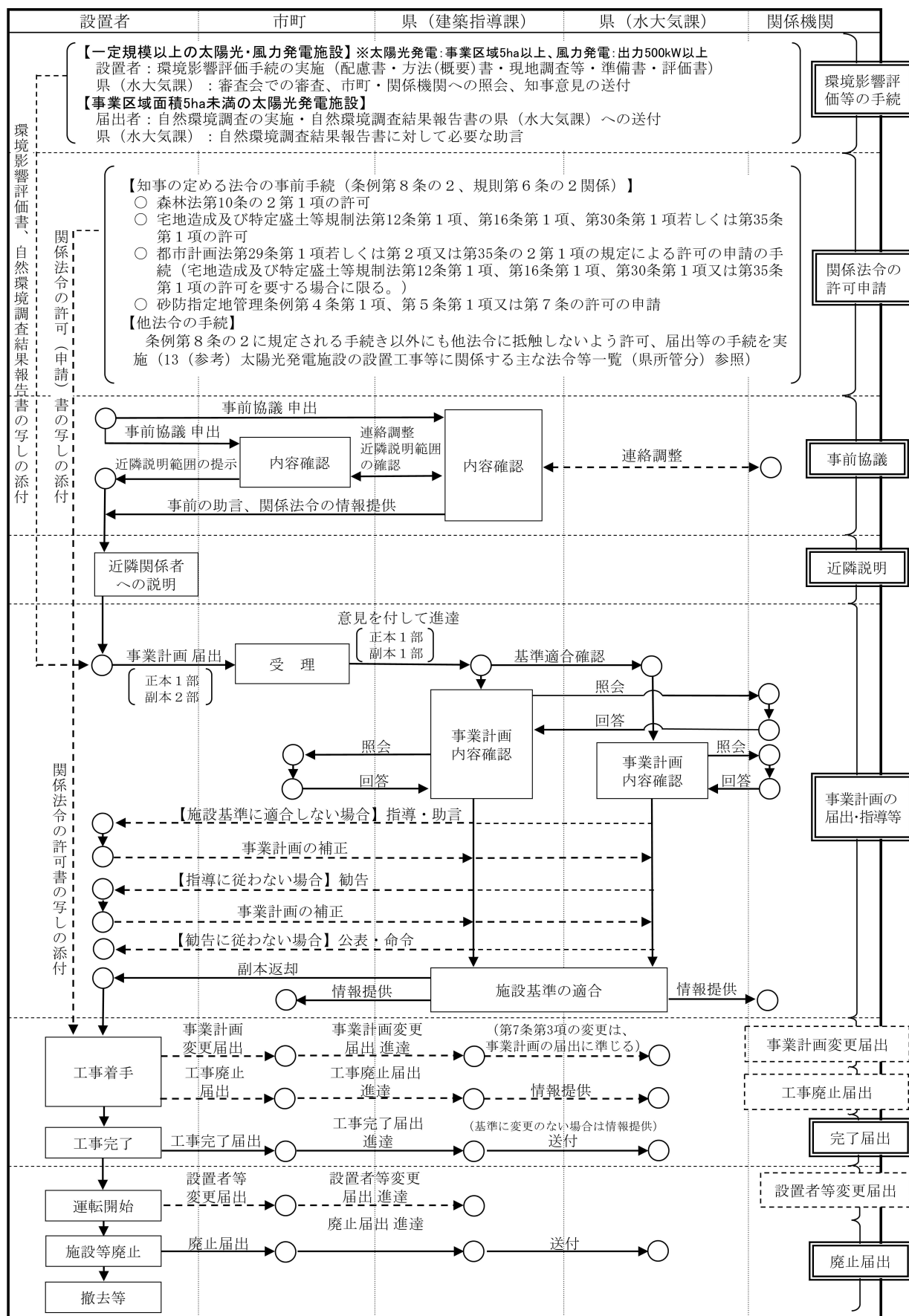
市町のまちづくりの要望も踏まえ、第16条に基づき、届出に関する規模等を引き下げる場合は、より地域の特性に応じた対応が求められるため、引下げ前の規模等(事業区域の面積が5,000㎡以上等)のものも含め、本条例に基づき知事が行う大半の事務(改正後の条例附則第5項による表83の2の(1)～(16)に掲げる事務)を市町に権限移譲することとしている。

なお、規模等を引き下げた市町においては、(17)の事務は権限移譲の対象から外れることとなる。

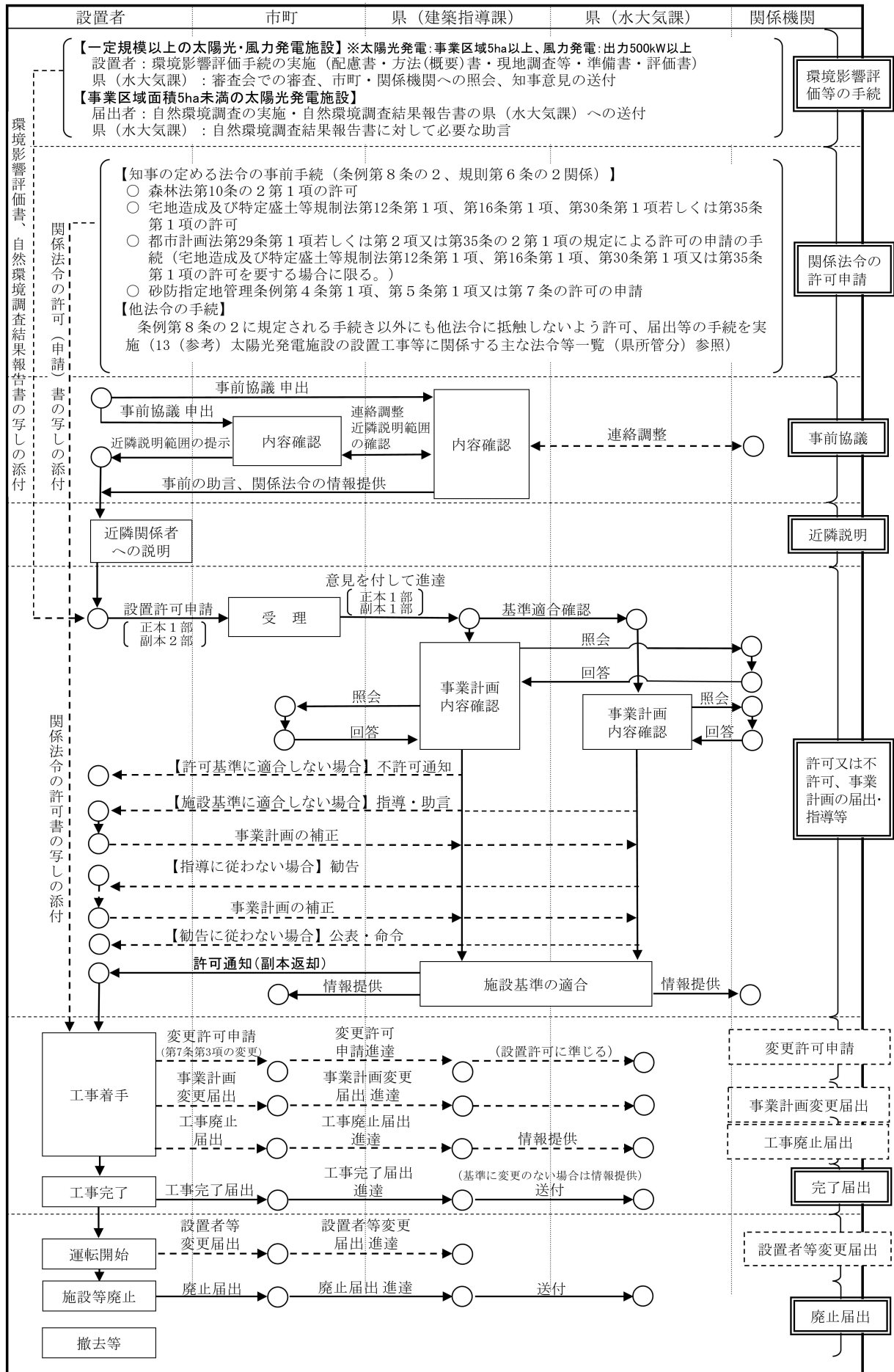
手続解説編

1 太陽光発電施設等の設置に係る標準的な手続

(1) 事業計画の届出に係る標準的な手続フロー



(2) 設置の許可に係る標準的な手続フロー



2 基本的な考え方

条例に基づく太陽光発電施設等の設置に係る届出又は許可申請等の流れについては、逐条解説編 1 の図「設置工事及び増設等工事の届出等の流れ」に示したとおりである。また、条例には規定していないが、条例に基づくそれらの届出又は許可申請に当たり、設置者の負担の軽減と手続の円滑化を図るために、設置者と県及び市町との間で、事業計画の届出又は許可申請及び近隣関係者への説明の前に事前協議を行うことが有効と考えている。

そのため、事前協議を含む標準的な手続の流れとして、「太陽光発電施設等の設置に係る届出等に係る標準的な手続フロー」及び「太陽光発電施設等の設置に係る許可等に係る標準的な手続フロー」を定めている。「手続解説編」では、このフローに基づき、段階ごとにその標準的な手続の解説等を示すことで、関係者が円滑な届出等業務を進める上で役立てていただければと考えている。

3 環境影響評価の手続等（所管：県環境部水大気課）（条例第 8 条の 2、規則第 6 条の 2 関係）

太陽光発電施設等の設置等により、自然環境をはじめさまざまな環境に影響を及ぼすことが想定される。そのため、環境の保全を目的に以下の（１）及び（２）の手続を規定している。

一定規模以上の太陽光発電施設等については、環境影響評価の手続（環境影響評価法の場合：約 3 年半以上、環境影響評価に関する条例の場合、約 2 年半以上）を、事業区域面積 5 ha 未満の太陽光発電施設であって、森林の伐採を伴うもの又はため池の水面等に設置するものについては、自然環境調査を事業計画届出の前に行う必要がある。

なお、その結果（環境影響評価書^{※1}又は自然環境調査結果報告書）は、事業計画の届出に添付^{※2}する必要がある。

詳細はホームページ「ひょうごの環境」（<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/asess>）を確認すること。

※1 野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は、環境影響評価準備書でも可。

※2 令和 2 年 8 月 31 日着工分までは、自然環境調査結果報告書の提出は、着工の 30 日前までとする（経過措置適用、次頁を参照）。

（１）太陽光発電施設

①出力 4 万 kW^{※3}以上（事業区域面積おおむね 100ha 以上）

環境影響評価法に基づき、環境影響評価の手続を行う。

※3 出力 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満については、国が環境影響評価の手続を行う必要があるかどうか判定する。

②事業区域面積 5ha 以上

環境影響評価に関する条例に基づき、環境影響評価の手続を行う。

③事業区域面積 5 ha 未満（森林の伐採を伴うもの又はため池の水面上等に設置するものに限る。）

「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」に基づき、自然環境調査を行う。

（２）風力発電施設

①出力 1 万 kW^{※4}以上

環境影響評価法に基づき、環境影響評価の手続を行う。

※4 出力 7,500kW 以上 1 万 kW 未満については、国が環境影響評価の手続を行う必要があるかどうか判定する。

②出力 1,500kW 以上（特別地域^{※5}では 500kW 以上）

環境影響評価に関する条例に基づき、環境影響評価の手続を行う。

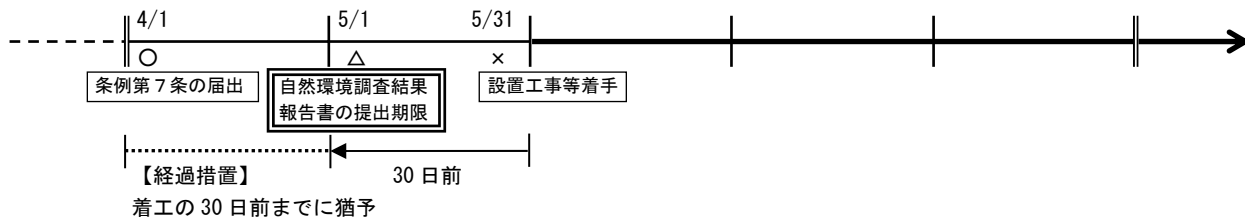
※5 自然環境など特に保全すべき地域であり、環境影響評価に関する条例別表第 2 に掲げる地域

○太陽光発電施設の設置等に関する基準に係る「動植物」の基準に関する経過措置

令和2年8月31日着工分までは、自然環境調査結果報告書の提出は、着工の30日前までとする。

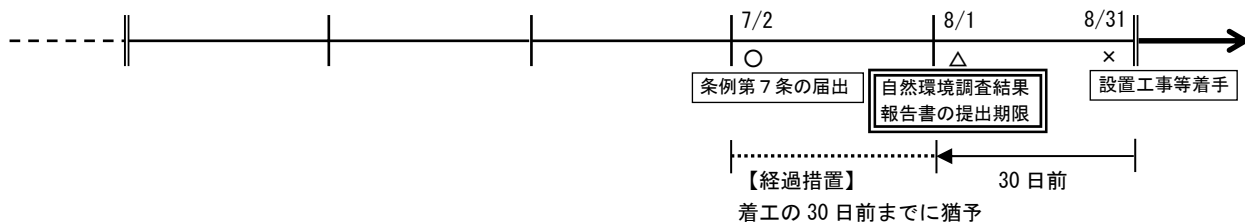
① R2. 4. 1 届出の場合

【「動植物」の基準施行】

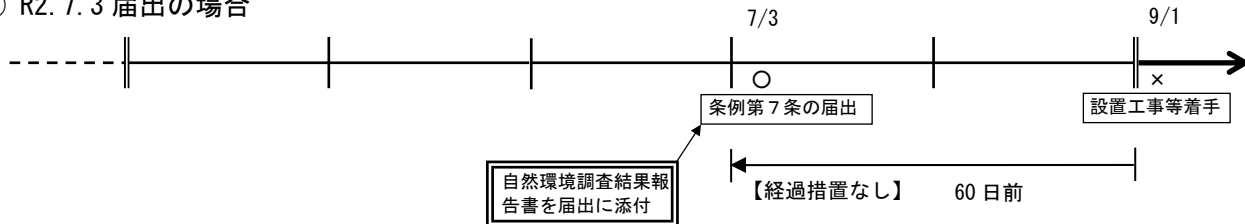


② R2. 7. 2 届出の場合

【経過措置期限】



③ R2. 7. 3 届出の場合



4 関係法令の許可申請

条例の事業計画の届出又は設置の許可申請に当たり、防災の観点から知事が定める法令の許可に係る手続を事前に行うこととしている（条例第8条の2、規則第6条の2関係）。また、その他の法令の規定等に抵触しないように手続（13（参考）太陽光発電施設の設置工事等に関係する主な法令等一覧（県所管分）参照）を行うこととする。

条例の事業計画の届出等を行う時点で、関係法令の規定による許可等の手続中である場合は、その許可等の申請書の写し（受付印等により受領済であることが確認できるもの）を条例の事業計画届出書等に添付することで足りることとする。この場合、設置工事の着手までに関係法令の規定による許可等の写しを提出することとする。

5 事前協議

（1）事前協議の考え方

本条例の運用として、事業計画の届出又は設置の許可申請及び近隣関係者への説明に先立ち、設置者と県及び市町との間で、事前協議を行うこととしている。これは、本条例において、事業計画の届出等の前に、規則第6条に定める近隣関係者への説明を義務付けているが、

- ①太陽光発電施設等の設置場所ごとに、近隣関係者のうち「知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者」が異なるため、事前にその範囲を確定させる必要があること。
- ②設置しようとする太陽光発電施設等が施設基準等に適合しているかをあらかじめ確認することで、事業計画の届出又は設置の許可申請時に変更が生じた場合に、再度近隣関係者への説明を行わなければならないような事態を極力避けるべきであること。

等の理由により、事前協議を導入するものである。

（2）事前協議における役割分担

設置者	市町	県（建築指導課）	関係機関
県及び市町に事業計画（案）を提示し事前協議を実施	事業計画（案）を踏まえ、 ・近隣関係者の範囲及び説明の方法等の提示 ・想定される市町所管の関係法令等手続の情報提供	事業計画（案）を踏まえ、 ・施設基準等への適合性の確認及び助言 ・想定される県所管の関係法令等手続を情報提供	必要に応じて、県から関係機関へ、 ・事業計画（案）の情報提供 ・関係法令に基づく手続状況を確認
	市町、県、関係機関で連絡調整		

（3）事前協議における手続

- ・設置者は、事業区域の範囲や計画内容が把握できる図面等を持参の上、県（建築指導課開発指導班）及び事業区域を管轄する市町の窓口（別添「各市町受付窓口一覧」参照）を訪問する。（必ずしも正式に提出する事業計画書一式をそろえる必要はないが、事業計画の全容が分かる図書によることが望ましい。）

- ・県は、提示された資料に基づき、施設基準等への適合性について確認の上、必要に応じて基準に適合させるための助言を行うとともに、設置者からの質問等に応じる。また、別添の「太陽光発電施設の設置工事等に関する主な法令等一覧」を提示することで、関係法令の確認に対する設置者の負担軽減を図り、また関係課室にとっては手続漏れを防ぐことが可能となる。
- ・一方、市町においても、事前協議の段階で、設置者が実施すべき近隣説明の対象者のうち、特に規則第6条第4項に定める関係者については、市町における地域の実情に応じて定める必要があるため、設置者からの相談に応じることとなる。事前に県と協議の上、地域ごとに必要な者を前もって定めておく方法と、事前協議段階で個別の案件に対し県と協議しながら地域の実情に応じて必要な者を決めていく方法の2通りが考えられる。また、自治会等に対する説明会を円滑に進めるため、必要に応じて自治会長等の連絡先や説明会場の候補地等説明会の方法についても助言することができる。さらに、県と同様に、市町内の関係法令等の手続（例えば里道水路の付け替えの手続等）及びその所管課等のリストを提示することで、事業者の負担等を軽減することもできる。

6 近隣関係者への説明（条例第8条）

（1）近隣関係者への説明の考え方

- ・近隣関係者への説明については個別に説明するか、又は自治会等のまとまった者を対象とする場合には説明会によることもできる。その場合、欠席者に対しては、自治会長等と相談の上で、個別説明又は書面による説明を行うこととする。
- ・説明会とする場合の留意点

開催場所	自治会館、公民館、小中学校等の体育館など、近隣関係者が参集しやすい場所
日時・開催回数	少なくとも、平日の10時から17時までの時間帯に1回及びこれと異なる平日の19時から22時までの時間帯、土曜日、日曜日又は祝日のいずれかに1回開催する。ただし、自治会等と協議の上、調整を行った場合はこの限りでない。 また、県は市町の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、上記に追加して説明会の開催を求めることができる。
周知の方法	回覧板、個別のポスティングなどを活用（近隣関係者への周知の方法は、対象者に漏れないよう自治会の回覧などを活用し十分な対応を図ることが望ましい。）

- ・個別説明とする場合の留意点
対象者の在宅時間帯を事前に把握するなどして、対象者に漏れないように行うこと。

（2）近隣関係者が説明に応じないときの対応例

- ・説明においては、近隣関係者の理解が得られるように努めなければならない。しかしながら、下記のように、近隣関係者が説明に応じない場合や応じられない理由を明らかにしないなどの場合に限り、その旨を近隣説明実施記録に明記し、事業計画を届け出ることにも可能とする。

ケース	その対応例
訪問しても住民がいない	平日や休日など複数回訪問するとともに、自治会などに居住者の所在の情報提供を受けながら、説明の機会の確保に努める。なお、その結果面会できない場合は、書面による説明に代える。
訪問したが話を聞いてくれない	多忙な場合もあるため、平日や休日など複数回訪問し、説明の機会に努める。なお、どうしても面談できない場合はその理由を明らかにするとともに、書面による説明に代える。

（3）近隣関係者の理解が得られない場合の対応例

説明会等において事業計画の内容を十分に説明し、反対意見が出ないように努力する。反対意見が

あった場合でも、その意見を十分に聴いた上で、設置者の考え方や周辺環境に及ぼす影響等について丁寧に説明を行い、可能な限り理解が得られるよう努める。

（４）近隣関係者の中に反対者がいた場合の対応例

理解が得られるよう可能な限り努力しても、反対する者がある場合は、近隣説明実施記録において、近隣関係者からどのような意見があったのか、それに対してどのような対応を行ったのかを明記して、事業計画を届け出ることにも可能とする。

県及び市町が、近隣関係者の意見に対する対応が不十分と判断した場合は、届出者に対して誠意を持って対応するよう、指導、助言を行うこととする。

指導、助言に当たっては、施設基準を満たしており、近隣関係者の意見に対して誠意をもって対応しているにもかかわらず、理解が得られない場合などもあるため、近隣関係者の意見や対応内容を確認し、適宜判断することとなる。

（５）近隣説明実施記録の記入要領

原則として説明した相手ごとに作成する必要があるが、自治会等ひとまとめにして記載が可能な場合はこの限りでない。

様式の下欄の注意書に基づき記入すること。なお、当該欄に書ききれない場合は別紙とすることも可とする。

７ 設置工事又は増設等工事における事業計画の届出（条例第７条第１項、第１０条第１項）

（１）事業計画の届出等における役割分担

	設置者	市町	県（建築指導課）	関係機関
届出	市町の窓口に事業計画届出書を提出	事業計画届出書の部数、記載漏れ、添付漏れ等を確認の上、受付し、県に意見書を付けて進達（※受付印を押印）	市から進達された事業計画届出書を受付	—
事業計画の確認	—	県の求めに応じて事業計画に係る照会に対応	事業計画が施設基準等に適合しているかを確認。必要に応じて、市町、関係機関に意見照会	県の求めに応じて事業計画に係る照会に対応
（指導・助言）	指導・助言に基づき事業計画を修正	—	施設基準等に適合していない場合は、設置者に対し指導・助言	—
（勧告・公表）	勧告に基づき事業計画を修正	—	指導に従わない場合は、勧告及び公表	—
（命令）	命令に基づき事業計画を修正	—	勧告従わない場合は、命令	—
届出副本返却	副本の受領	—	施設基準等への適合が確認できれば、設置者に副本を返却	—

（２）事業計画届出書の提出等

事業計画の届出については、事業計画届出書（様式第１号）に近隣説明実施記録（様式第２号）及び必要図書（規則別表第１参照）を添付して、設置工事に着手する日の６０日前までに、事業区域の所在地を管轄する市町の窓口に正本１部、副本２部を提出する。原則として全ての必要図書を添付するものとするが、関係法令に関する許可等の写し等の取扱いは、「４ 関係法令の許可申請」によることとする。

なお、届出書の記載事項に不備があるもの、届出書に必要な書類が添付されていないものは届出の要件を満たさないものであること及び設置工事については適正な届出がなされた日から起算して60日が経過した日以降でなければ着手できないことに留意する必要がある。

また、本条例では、「知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例」の規定により市町が処理する事務を定める規則において、事業計画届出書、設置許可申請書等の受理に関する事務を市町が処理する事務としている。これは、事前協議を踏まえ、市町においても、太陽光発電施設等の事業計画を把握する必要があると考えているためである。市町においては、届出書等の記載事項に不備がないこと、届出書等に必要な書類が添付されていること、事業計画が他法令の規定等に抵触しないことなどを確認した上で、添付正本・副本に受付印を押印し、進達書を添付の上、正本・副本各1部について県に送付する。

なお、規則第2条第2項にあるように、市町は進達に当たって、事業計画の内容が、景観、居住環境その他の地域環境との調和の観点から支障がない場合は「支障なし」等とし、支障がある場合はその内容についての意見を付すこととする。これらの市町からの意見については、県が届出者を指導する際の参考とする。

県は、届出書の内容を確認し、施設基準等について支障がなければ、副本を申請者へ返却する。

(3) 2つの市町にわたって立地する太陽光発電施設の事業計画の届出等

各市町のまちづくりと密接に関連し、それぞれの市町の意見や地元との調整を図る必要があることから、事業区域の所在する市町の窓口それぞれに届出等を行うこととなる。この場合、提出部数については、事業区域面積のうち過半を占める市町へは正本1部、副本2部、それ以外の市町へは副本1部とする。

なお、本取扱いは、これ以降に記載する条例に関する届出等についても適用する。

(4) 事業計画の確認

事業計画の施設基準への適合等の確認及び許可申請書の審査を行う機関は、基本的には県（建築指導課）となるが、必要に応じて、市町や関係機関の意見を聴きながら指導等を行う。

なお、事業計画の届出の対象規模を引き下げた場合は、市町が事業計画の確認及び許可申請書の審査を行うこととなるが、その際には逆に県に対して意見聴取することができる。

8 事業計画の変更の届出（条例第7条第3項又は第4項）

(1) 事業計画の変更の手続

事業計画に変更が生じることが判明した場合は、内容によって届出の要、不要や届出方法が異なるため、早い段階で県に相談すること。その上で、住民説明が必要な場合は説明後、事業計画の変更の届出を行うこととなる。

届出に当たっては、変更後の事業計画届出書（様式第3号）に必要な書類を添付して事業計画届出書を提出した市町の窓口へ正本1部、副本2部を提出する。

事業計画の変更の届出等における役割分担等については、「5 設置工事又は増設等工事における事業計画の届出」の(1)～(4)に準ずる。

9 設置工事又は増設等工事における設置の許可申請（条例第7条の2第1項、第10条第1項）

（1）設置の許可申請等における役割分担

	設置者	市町	県（建築指導課）	関係機関
許可申請	市町の窓口を設置許可申請書を提出	設置許可申請書の部数、記載漏れ、添付漏れ等を確認の上、受付し、県に意見書を付けて進達（※受付印を押印）	市から進達された設置許可申請書を受付	—
事業計画の確認	—	県の求めに応じて事業計画に係る照会に対応	事業計画が許可基準、施設基準等に適合しているかを確認。必要に応じて、市町、関係機関に意見照会	県の求めに応じて事業計画に係る照会に対応
（不許可）	—	—	事業計画が許可基準に適合していない場合は、不許可とする。	—
（指導・助言）	指導・助言に基づき事業計画を修正	—	施設基準等（許可基準を除く。）に適合していない場合は、設置者に対し指導・助言	—
（勧告・公表）	勧告に基づき事業計画を修正	—	指導に従わない場合は、勧告及び公表	—
（命令）	命令に基づき事業計画を修正	—	勧告に従わない場合は、命令	—
副本返却（許可通知）	許可通知書（副本）の受領	—	許可基準への適合が確認できれば、設置者に許可を通知（副本を返却）	—

（2）設置許可申請書の提出等

設置許可の申請については、太陽光発電施設設置許可申請書（様式第3号の2）に近隣説明実施記録（様式第2号）及び必要図書（規則別表第1参照）を添付して、設置工事に着手する日の60日前までに、事業区域の所在地を管轄する市町の窓口へ正本1部、副本2部を提出する。原則として全ての必要図書を添付するものとするが、関係法令に関する許可等の写し等の取扱いは、「4 関係法令の許可申請」によることとする。

県は、許可申請書の内容を確認し、許可基準に適合する場合は、申請者に副本を返却することにより許可を通知する。

その他、設置許可の申請等における役割分担等については、「5 設置工事又は増設等工事における事業計画の届出」の(2)及び(3)に準ずる。

10 事業計画の変更の許可申請（条例第7条の3第1項）

（1）設置変更許可申請の手続

許可を受けて設置する太陽光発電施設の事業計画に、設置工事の着手予定日等の変更（条例第7条第3項関係）が生じることが判明した場合は、住民説明後、変更許可申請を行うこととなる。

変更許可申請に当たっては、太陽光発電施設設置変更許可申請書（様式第3号の3）に必要書類を添付して太陽光発電施設設置許可申請書を提出した市町の窓口へ正本1部、副本2部を提出する。

変更許可申請等における役割分担等については、「8 設置工事又は増設等工事における設置の許可申請」に準ずる。

11 工事廃止の届出手続（条例第9条第2項）

（1）工事廃止届出書の提出

設置者は太陽光発電施設等の設置工事を廃止したときは、遅滞なく、届出が必要となる。届出については、工事廃止届出書（様式第4号の2）に必要書類を添付して事業計画を提出した市町の窓口へ正本1部、副本2部を提出する。

市町は、工事廃止届出書及び添付書類を確認し、不足書類、記入漏れ等がなければ、正本1部、副本1部を県へ進達する。

県は、届出書の内容を確認し、工事廃止後の措置等について支障がなければ、副本を申請者へ返却する。

12 完了の届出（条例第9条第1項）

（1）工事完了届出書の提出等

工事完了の届出書については、工事完了届出書（様式第4号）に必要書類を添付して事業計画を提出した市町の窓口へ正本1部、副本2部を提出する。

市町は、工事完了届出書及び添付書類を確認し、不足書類、記入漏れ等がなければ、正本1部、副本1部を県へ進達する。

県においては、工事が完了しているか否かについて、添付書類（カラー写真又は他法令に関する許可等における完了検査済証等の写し）で確認し、現場の確認は要しない。

県は、届出書の内容を確認し、施設基準等について支障がなければ、副本を申請者へ返却する。

13 設置者の氏名等の変更の届出（条例第10条第2項）

（1）設置者の氏名等の変更届出書の提出等

太陽光発電施設等の完了後において、設置者の氏名等の変更（設置者及び管理者の氏名及び住所の変更、太陽光発電施設等の管理の方法（廃止後の措置を含む）をしたときは、遅滞なく届出が必要となる。届出については、設置者の氏名等の変更届出書（様式第5号）に必要書類を添付して事業計画を提出した市町の窓口へ正本1部、副本2部を提出する。

市町は、設置者の氏名等の変更届出書及び添付書類を確認し、不足書類、記入漏れ等がなければ、正本1部、副本1部を県へ進達する。

県は、届出書の内容を確認し、施設基準等について支障がなければ、副本を申請者へ返却する。

14 廃止の届出手続（条例第11条）

（1）廃止届出書の提出

設置者又は管理者は太陽光発電施設等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに届出が必要となる。届出については、廃止届出書（様式第6号）に必要書類を添付して事業計画を提出した市町の窓口へ正本1部、副本2部を提出する。

市町は、廃止届出書及び添付書類を確認し、不足書類、記入漏れ等がなければ、正本1部、副本1部を県へ進達する。

県は、届出書の内容を確認し、施設基準等について支障がなければ、副本を申請者へ返却する。

15 添付書類について

届出及び許可申請書に必要な添付図書について、作成に当たり留意する事項について以下に記載する。
必要に応じて複数の図書の一つにまとめることや一つの図書を別図に分割することを可能とする。

(1) 事業計画届出書及び太陽光発電施設設置許可申請書の添付図書（規則別表第1参照）

図書の種類 (縮尺)	明示すべき事項等	備 考
1 設計説明書	(1) 設置者等の概要 (2) 事業区域等の概要 (3) 工事の概要 (4) 事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要 (5) 防災上の措置に関する設計の概要 (6) 安全性の確保に関する設計の概要 (7) 自然環境の保全に関する設計の概要 (8) その他知事が必要と認める事項に関する設計の概要	様式例2参照
2 位置図 (1/10,000以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等	(6)については、条例第5条の2各号に掲げる区域、森林法、盛土規制法、砂防法、景観条例、緑条例等に基づく規制区域等を明示
3 区域図 (1/2,500以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 府県界及び市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称	(6)については、別紙にて明示することも可能
4 求積図 (1/500以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 太陽光発電施設にあっては、事業区域に含まれる民有林の面積及び当該民有林において設置工事に伴う切土等をする土地の面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (6) 湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式	(4)から(6)までは太陽光発電施設のみ
5 現況図 (1/2,500以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況植生の状況 (6) 太陽光発電施設にあっては、事業区域に含まれる民有林の位置 (7) 現況写真との照合符号及び撮影方向	(6)は太陽光発電施設のみ
6 現況写真	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真	

7 配置図 (1/1,000以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状	
8 平面図 (1/500以上)	工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	
9 立面図 (1/500以上)	工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	
10 断面図 (1/500以上)	(1) 工作物の形状及び高さ (2) 工作物を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽電池モジュールの傾斜角度	(3) は太陽光発電施設のみ
11 完成予想カラー図	※工作物の形状及び色彩	立面図に着色することで省略可能
12 影響予測図	太陽光発電施設にあっては太陽電池モジュールの反射光による、風力発電施設にあっては知事が別に定める事項による周囲への影響予測範囲	太陽電池モジュールの反射光の影響を与える住家等がない場合は省略可能
13 造成計画平面図 (1/1,000以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土等を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置 (8) 太陽光発電施設にあっては、事業区域に含まれる民有林の位置	(8) は太陽光発電施設のみ
14 造成計画縦横断面図 (1/1,000以上)	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法面の保護の方法	
15 排水施設計画平面図 (1/500以上)	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	
16 崖の断面図 (1/50以上)	(1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法	
17 擁壁の断面図 (1/50以上)	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
18 工作物の構造図 (1/50以上)	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	

19 管理方法説明書	(1) 管理者等の概要 (2) 管理の方法等の概要 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) その他知事が必要と認める事項に関する概要	様式例 3 参照
20 廃止後の措置を示した平面図 (1/1,000以上)	廃止後において行う措置に関する計画	
21 その他知事が必要と認める図書	必要に応じて以下の書類を添付すること (1) チェックリスト (参考様式 1) (2) 委任状 (代理者が届出等の手続を行う場合) (3) 環境影響評価書又は自然環境調査結果報告書の写し (4) 関係法令に関する許可等の写し等 (例) 森林法に基づく林地開発許可書 盛土規制法に基づく許可通知書 都市計画法に基づく許可通知書 砂防法に基づく砂防指定地内制限行為許可書 総合治水条例に基づく開発行為届 電気事業法に基づく工事計画届出書 FIT 法に基づく再生エネルギー発電事業計画認定通知書 (5) 擁壁の構造計算書 (6) 排水流域図、流量計算書、排水施設構造図等 (7) 防災計画書 (8) 地盤調査書 (9) 工作物の構造計算書 (10) その他県が必要と認める図書	(4) において許可等申請書の写しを添付した場合、設置工事の着手までに許可等の写しを提出すること

(2) 変更後の事業計画届出書及び太陽光発電施設設置変更許可申請書の添付図書

(1) の事業計画届出書等の添付書類に準ずる (変更前及び変更後を各図面に明示の上、添付) が、変更内容に関係のない図書については省略することが可能。

(3) 工事完了届出書の添付図書 (規則別表第 2 参照)

図書の種類	明示すべき事項等	備 考
1 工事写真	設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真	
2 その他知事が必要と認める図書	必要に応じて以下の書類を添付すること (1) チェックリスト (参考様式 2) (2) 委任状 (代理者が届出等の手続を行う場合) (3) 関係法令に関する完了検査済証等の写し (知事が定める法令及び施設基準に関するもの。完了検査済証等がある場合) (4) 軽微な変更内容の分かる図書	(4) については、変更前及び変更後を各図面に明示の上、添付

(4) 工事廃止届出書の添付図書 (規則別表第 2 の 2 参照)

図書の種類 (縮尺)	明示すべき事項等	備 考
1 工事廃止後の平面図 (1/1,000以上)	(1) 工事廃止後の状況 (2) 工事廃止時に行った措置 (3) 工事廃止後の現況写真との照合符号及び撮影方向	
2 工事廃止後の現況写真	工事廃止後の事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真	
3 その他知事	必要に応じて以下の書類を添付すること	

が必要と認める図書	(1) チェックリスト（参考様式3） (2) 委任状（代理者が届出等の手続を行う場合） (3) 再生可能エネルギー発電設備廃止届出書の写し	
-----------	---	--

（５）設置者の氏名等の変更届出書の添付図書（規則別表第３参照）

図書の種類	明示すべき事項等	備 考
1 変更内容の分かる図書	(1) 管理者等の変更の内容 (2) 管理の方法等の変更の内容 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の変更の内容 (4) その他知事が必要と認める事項に関する変更の内容	
2 その他知事が必要と認める図書	必要に応じて以下の書類を添付すること (1) チェックリスト（参考様式3） (2) 委任状（代理者が届出等の手続を行う場合） (3) 関係法令に関する変更許可書等の写し（施設基準に関するもの。設置者の氏名等の変更に際し、申請等が必要な場合）	

（６）廃止届出書の添付図書（規則別表第４参照）

図書の種類 （縮尺）	明示すべき事項等	備 考
1 廃止前の現況写真	廃止前の太陽光発電施設等の現況が分かるカラー写真	
2 廃止後の措置を示した平面図 （1/1,000以上）	廃止後において行う措置に関する計画	
3 その他知事が必要と認める図書	必要に応じて以下の書類を添付すること (1) チェックリスト（参考様式4） (2) 委任状（代理者が届出等の手続を行う場合） (3) 再生可能エネルギー発電設備廃止届出書の写し	

16 申請書及びその他の様式

様式第1号（第2条関係）

事業計画届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 { 第7条第1項
第10条第1項において準用する同条例第7条第1項 }
の規定により、次のとおり事業計画書を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 区 域 の 所 在 地	
事業計画に係る太陽光発電施設等の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
事 業 区 域 の 面 積	平方メートル
太陽光発電施設又は風力発電施設の出力	キロワット
事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル
上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
工 事 の 設 計	
太陽光発電施設等の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 理 番 号 ・ 年 月 日	年 月 日 第 号
※ 備考	

注意 1 「事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積」の欄及び「上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積」の欄は、太陽光発電施設を設置する場合にのみ記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

近隣説明実施記録

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） — 番

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例<sup>{第8条第1項
第10条第1項において準用する同条例第8条第1項}</sup>の
規定により、次のとおり近隣関係者に説明を行いました。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係	
説明の方法	
説明の状況	
※ 備考	

- 注意 1 「説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係」の欄には、説明した近隣関係者の氏名又は地元自治会等の名称及びその者が第6条各号のいずれに該当するかを記入してください。
- 2 「説明の方法」の欄には、説明の方式並びに当該説明をした日時及び場所を記入してください。
- 3 「説明の状況」の欄には、説明の内容、近隣関係者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答、近隣関係者の理解状況等を記入してください。
- 4 ※印のある欄は、記入しないでください。

変更後の事業計画届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

第7条第3項
第7条第4項
第10条第1項において準用する同条例第7条第3項
第10条第1項において準用する同条例第7条第4項

の規定により、
年 月 日付けで届け出た
年 月 日付け第 号で許可を受けた
事業計画について、次のとおり変更後の事業計画を届け出ます。

設置者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
管理者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 区 域 の 所 在 地	
事業計画に係る太陽光発電施設等の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
事 業 区 域 の 面 積	平方メートル
太陽光発電施設又は風力発電施設の出力	キロワット
事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル
上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
工 事 の 設 計	
太陽光発電施設等の管理の方法(廃止後において行う措置を含む。)	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 理 番 号 ・ 年 月 日	年 月 日 第 号
※ 備考	

- 注意 1 変更部分について変更前と変更後のものが対比できるように2段書きとし、変更前のものは朱書で上段に、変更後のものは黒書で下段にそれぞれ記入してください。
- 2 「事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積」の欄及び「上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積」の欄は、太陽光発電施設を設置する場合にのみ記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第3号の2（第5条の3関係）

正本

太陽光発電施設設置許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

第7条の2第1項
第10条第1項において準用する同条例第7条の2第1項

の規定により、次のとおり太陽光発電施設の設置の許可を申請します。

設置者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
管理者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	平方メートル
太 陽 光 発 電 施 設 の 出 力	キロワット
事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル
上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
工 事 の 設 計	
太陽光発電施設の管理の方法(廃止後において行う措置を含む。)	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 理 番 号 ・ 年 月 日	年 月 日 第 号
※ 許可状況	許 可 年 月 日
	許 可 番 号
	許 可 に 付 し た 条 件
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

副本

太陽光発電施設設置許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 第7条の2第1項
第10条第1項において準用する同条例第7条の2第1項
の規定により、次のとおり太陽光発電施設の設置の許可を申請します。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	平方メートル
太 陽 光 発 電 施 設 の 出 力	キロワット
事業区域に含まれる森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積	平方メートル
上記民有林において設置工事に伴う切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
工 事 の 設 計	
太陽光発電施設の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	
そ の 他 必 要 な 事 項	

※	年 月 日
通	様
知	兵庫県知事 印
欄	(通知の内容) 1 許 可 年 月 日 年 月 日 2 許 可 番 号 第 号 3 許可に付した条件

様式第3号の3（第5条の4関係）
正本

太陽光発電施設設置変更許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例^{第7条の3第1項}
^{第10条第1項において準用する同条例第7条の3第1項}
の規定により、 年 月 日付け第 号で許可を受けた事業計画について、
次のとおり変更の許可を申請します。

設置者の氏名及び住所(法人その他の団 体にあつては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)	
管理者の氏名及び住所(法人その他の団 体にあつては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	平方メートル
太 陽 光 発 電 施 設 の 出 力	キロワット
事業区域に含まれる森林法第5条第1 項に規定する地域森林計画の対象とな っている民有林の区域の面積	平方メートル
上記民有林において設置工事に伴う切 土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
工 事 の 設 計	
太陽光発電施設の管理の方法(廃止後 において行う措置を含む。)	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 理 番 号 ・ 年 月 日	年 月 日 第 号
※ 許可状況	許 可 年 月 日 年 月 日
	許 可 番 号 第 号
	許 可 に 付 し た 条 件
※ 備考	

注意 1 変更部分について変更前と変更後のものが対比できるように2段書きとし、変更前のものは朱
書で上段に、変更後のものは黒書で下段にそれぞれ記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

副本

太陽光発電施設設置変更許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例^{第7条の3第1項}
^{第10条第1項}において準用する同条例第7条の3第1項
の規定により、 年 月 日付け第 号で許可を受けた事業計画について、
次のとおり変更の許可を申請します。

設置者の氏名及び住所(法人その他の団 体にあつては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)	
管理者の氏名及び住所(法人その他の団 体にあつては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	平方メートル
太 陽 光 発 電 施 設 の 出 力	キロワット
事業区域に含む森林法第5条第1項に 規定する地域森林計画の対象となつて いる民有林の区域の面積	平方メートル
当該民有林において、設置工事に伴い切 土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
工 事 の 設 計	
太陽光発電施設の管理の方法(廃止後 において行う措置を含む。)	
そ の 他 必 要 な 事 項	

※	年 月 日
通	様
知	兵庫県知事 印
欄	(通知の内容) 1 許 可 年 月 日 年 月 日 2 許 可 番 号 第 号 3 許可に付した条件

工事完了届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ）

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 {第9条第1項
第10条第1項において準用する同条例第9条第1項}

の規定により、 { 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る } 設置工事が完了しましたので、
{ 年 月 日付け第 号で許可を受けた }

次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
※受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

工事廃止届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 {第9条第2項
第10条第1項において準用する同条例第9条第2項}

の規定により、 { 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る } 設置工事を廃止しましたので、
{ 年 月 日付け第 号で許可を受けた }

次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所(法人その他の団 体にあつては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)	
事業区域の所在地	
工事着手年月日	年 月 日
工事廃止年月日	年 月 日
※受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

設置者の氏名等の変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ）

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり
{ 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る } 太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の
{ 年 月 日付け第 号で許可を受けた }
変更を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の 団体にあっては、その名称及び代表者 の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
事業区域の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		
近隣関係者に対する説明の概要		
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号	
※ 備考		

注意 1 「近隣関係者に対する説明の概要」の欄には、説明の方法及び状況を記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

廃止届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例第11条の規定により、次のとおり
{ 年 月 日付けで届け出た事業計画に係る } 太陽光発電施設等を廃止するので届け出ます。
{ 年 月 日付け第 号で許可を受けた }

設置者の氏名及び住所（法人その他の 団体にあつては、その名称及び代表者 の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止後において行う措置	
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

(参考様式 1)

事業計画届出書（変更後の事業計画届出書） チェックリスト

	添付図書 (規則別表第 1 及び様式参照)	提出者 確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	事業計画届出書（様式第 1 号）若しくは変更後の事業計画届出書（様式第 3 号）又は太陽光発電施設設置許可申請書（様式第 3 号の 2）若しくは太陽光発電施設設置変更許可申請書（様式第 3 号の 3）	☐		☐
2	近隣説明実施記録（様式第 2 号及び様式例 1 参照）	☐		☐
3	設計説明書（様式例 2 参照）	☐		☐
4	位置図	☐		☐
5	区域図	☐		☐
6	求積図	☐		☐
7	現況図	☐		☐
8	現況写真	☐		☐
9	配置図	☐		☐
10	平面図	☐		☐
11	立面図	☐		☐
12	断面図	☐		☐
13	完成予想カラー図	☐		☐
14	影響予測図	☐		☐
15	造成計画平面図	☐		☐
16	造成計画縦横断面図	☐		☐
17	排水施設計画平面図	☐		☐
18	崖の断面図	☐		☐
19	擁壁の断面図	☐		☐
20	工作物の構造図	☐		☐
21	管理方法説明書（様式例 3 参照）	☐		☐
22	廃止後の措置を示した平面図	☐		☐
23	その他知事が必要と認める図書	☐		☐
	委任状	☐		☐
	環境影響評価書又は自然環境調査結果報告書の写し	☐		☐
	関係法令に関する許可書等の写し	☐		☐
	擁壁の構造計算書	☐		☐
	排水流域図、流量計算書、排水施設構造図等	☐		☐
	防災計画書	☐		☐
	地盤調査書	☐		☐
	工作物の構造計算書	☐		☐
	その他（ ）	☐		☐

注意 1 添付書類のサイズは原則 A 3 又は A 4 としてください。

2 ※印のある欄は記入しないでください。

(参考様式2)

工事完了届出書 チェックリスト

	添付図書 (規則別表第2及び様式参照)	提出者 確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	工事完了届出書 (様式第4号)	☐		☐
2	工事写真	☐		☐
3	その他知事が必要と認める図書	☐		☐
	委任状	☐		☐
	関係法令に関する完了検査済証等の写し	☐		☐
	軽微な変更内容のわかる図書	☐		☐
	その他 ()	☐		☐

(参考様式3)

工事廃止届出書 チェックリスト

	添付図書 (規則別表第2の2及び様式参照)	提出者 確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	工事廃止届出書 (様式第4号の2)	☐		☐
2	工事廃止時に行った措置を示した平面図	☐		☐
3	工事廃止前の現況写真	☐		☐
4	その他知事が必要と認める図書	☐		☐
	委任状	☐		☐
	再生可能エネルギー発電設備廃止届出書の写し	☐		☐
	その他 ()	☐		☐

(参考様式4)

設置者の氏名等の変更届出書 チェックリスト

	添付図書 (規則別表第3及び様式参照)	提出者 確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	設置者の氏名等の変更届出書 (様式第5号)	☐		☐
2	変更内容の分かる図書	☐		☐
3	その他知事が必要と認める図書	☐		☐
	委任状	☐		☐
	関係法令に関する変更許可書等の写し	☐		☐
	その他 ()	☐		☐

(参考様式5)

廃止届出書 チェックリスト

	添付図書 (規則別表第4及び様式参照)	提出者 確認欄	備 考 (添付しない場合はその理由)	※市町 確認用
1	廃止届出書 (様式第6号)	☐		☐
2	廃止前の現況写真	☐		☐
3	廃止後の措置を示した平面図	☐		☐
4	その他知事が必要と認める図書	☐		☐
	委任状	☐		☐
	再生可能エネルギー発電設備廃止届 出書の写し	☐		☐
	その他 ()	☐		☐

近隣説明実施記録（別紙）

○ 近隣関係説明実施記録作成にあたって

- ・説明時の資料を添付すること。
- ・説明の状況及び対応方法欄には、近隣関係者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答及び理解状況等を記入すること。また、別紙にてまとめることも可とする。
- ・説明を行った近隣関係者の位置関係が分かるよう、地籍図又は住宅地図等に図示すること。

1 （規則第6条第1号）事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者

	隣接地番	権利者名	説明日	説明方法	説明の状況及び対応方法
1					
2					
3					
4					
5					

2 （規則第6条第2号）事業区域に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

	権利地番	権利者名	説明日	説明方法	説明の状況及び対応方法
1					
2					
3					
4					
5					

3 (規則第6条第3号) 地元自治会等に所属する関係住民

	自治会名	会員名 (世帯代表者)	説明日	説明方法	説明の状況及び対応方法
1					
2					
3					
4					
5					

※所属する全ての住民等（世帯単位）への周知が必要。

4 (規則第6条第4号) その他、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

	関係事項	関係者名	説明日	説明方法	説明の状況及び対応方法
1					
2					
3					
4					
5					

設 計 説 明 書

1 設置者及び関係者の概要

項 目		内 容	備 考
設置者	(ふりがな)		
	氏名（法人の場合は事業者名）		
	代表者※	役職	
		(ふりがな)	
		氏名	
	住所		(〒 —)
	電話番号		
FAX 番号			
代理者	(ふりがな)		
	氏名（法人の場合は事業者名）		
	担当者※	役職	
		(ふりがな)	
		氏名	
	住所		(〒 —)
	電話番号		
	FAX 番号		
	メールアドレス		
土地所有者	(ふりがな)		
	氏名（法人の場合は事業者名）		
	担当者※	役職	
		(ふりがな)	
		氏名	
	住所		(〒 —)
	電話番号		
	FAX 番号		

※印の欄は法人の場合に記載すること。

2 事業区域等の概要

項 目		内 容	
事業名称			
事業区域	地名地番		
	関係法令等の規制区域 (該当区域等にチェック)	法令及び規制区域	許可等の有無
		森林法 ☐ 保安林 ☐ 地域森林計画対象民有林	☐ 有 ☐ 無
		宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域 ☐ 宅地造成工事規制区域(旧法)	☐ 有 ☐ 無
		都市計画法 ☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域	☐ 有 ☐ 無
		砂防法 ☐ 砂防指定地	☐ 有 ☐ 無
		建築基準法 ☐ 災害危険区域	—
		地すべり等防止法 ☐ 地すべり防止区域	☐ 有 ☐ 無
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ☐ 急傾斜地崩壊危険区域	☐ 有 ☐ 無
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ☐ 土砂災害特別警戒区域	—
		自然公園法等 ☐ 国立・国定公園 ☐ 県立自然公園	☐ 有 ☐ 無
		総合治水条例	☐ 有 ☐ 無
		環境影響評価法、環境影響評価に関する条例	☐ 有 ☐ 無
		小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針	☐ 有 ☐ 無
		農業振興地域の整備に関する法律 ☐ 農業振興地域 ☐ 農用地区域	—
		その他 ()	—
面積	m ² [うち増設等部分 m ²]		

3 工事の概要

施設概要	工事種別	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 修理 ☐ 改造 ☐ 移転 ☐ 事業区域の面積変更		
	設置形態	☐ 平地 ☐ 斜面地 ☐ 水面 ☐ その他 ()		
	敷地所有	☐ 自己所有地 ☐ 借地 ☐ その他 ()		
	従前の土地利用	☐ 森林 ☐ 田畑 ☐ 宅地 ☐ その他 ()		
	発電出力	Kw [パワコンデバイスの最大発電出力 Kw]		
	太陽電池モジュールの水平投影面積	m ² [うち増設等部分 m ²]		
	附属施設	名称		面積
名称			面積	m ²

4 事業区域の周辺地域の景観との調和に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 斜面地における景観	勾配がおおむね30度以下の箇所に設置されているか。		(最大勾配 度)
(2) 独立峰等の景観	独立峰の頂部又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の部分への設置を避けているか。		
	当該頂部又は稜線により形成される景観に十分配慮した配置であるか。		
(3) 水面の景観	水面に設置する太陽電池モジュールの水平投影面積が、水面の面積のおおむね50%以下であるか。		(水面に対する割合 %)
(4) 法面の緑化	切土等により生ずる法面又は擁壁に緑化その他の方法による修景が適切に行われているか。		
(5) 遮蔽措置	事業区域の境界部分には、景観上有効な遮蔽措置が行われているか。		
(6) 反射光	太陽電池モジュールは低反射性のものか		
	位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものか。		
(7) 色彩	太陽光発電施設に係る工作物の色彩は、低彩度のものであるか。		
(8) 材料	架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものか。		

5 防災上の措置に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 地盤の安定性の確保	(2)から(6)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性が確保されたものであるか。		

(2) 地盤の勾配	工作物が設置される地盤の勾配は30度以下であるか。		(地盤の勾配 度)
(3) 擁壁の設置	切土等により崖が生ずる場合は、当該崖の表面が擁壁で覆われているか。		
(4) 擁壁の構造	安定計算等により、その安定性が確かめられたものであるか。		
	当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられているか。		
(5) 法面の構造	切土等により法面が生ずる場合、当該法面の構造が、小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に行われているか。		
(6) 法面保護	事業区域内の法面が雨水、風化等により浸食されないよう植生工、モルタル吹付工その他の適切な方法による法面保護が行われているか。		
(7) 排水施設の設置	(8)から(10)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設が設置されていること。		
(8) 排水施設の能力	事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものか。		
(9) 排水施設の構造	堅固で耐久性を有するものか。		
	維持管理の容易な構造であること。		
(10) 調整池の設置	土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されているか。		
	周辺地域の浸水被害の可能性が明らかに高まる場合は、調整池が設置されているか。		
(11) 工事中の災害防止	設置工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものか。		

6 安全性の確保に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 構造耐力上の安全性	工作物は、電気事業法第 39 条第 1 項に規定する技術基準に基づくものか。		
	(2) から (4) までに掲げる基準を満たす安全性を確保するものであるか。		
(2) 基礎	架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであるか。		
(3) 太陽電池モジュール	荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであるか。		
(4) 耐久性	工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されたものであるか。		

7 自然環境の保全に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 緑地の保全	樹木の伐採は、必要最小限か。		
	事業区域内に現存する森林等について、おおむね 25%※以上の森林等が保全されているか。 ※山林を含む事業区域の面積が 50ha 以上の場合、おおむね 60%（自然公園を含む場合はおおむね 80%）		（森林等の保全割合 %）
(2) 動植物の生息・生育環境	野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないか。		

の保全			
-----	--	--	--

8 その他知事が必要と認める事項に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 騒音・振動	パワーコンディショナー等の附帯設備について、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われているか。		
(2) 柵塀の設置等	柵又は塀を設置するなど、外部から容易に太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー等の附帯設備に触れることができないよう適切な措置が行われていること。		

管 理 方 法 説 明 書

1 管理者等の概要

項 目		内 容	備 考
管 理 者	(ふりがな)		
	氏名（法人の場合は事業者名）		
	代 表 者 ※	役職	
		(ふりがな)	
		氏名	
	住所	(〒 —)	
	電話番号		
	FAX 番号		
緊 急 連 絡 先	(ふりがな)		
	氏名（法人の場合は事業者名）		
	担 当 者 ※	役職	
		(ふりがな)	
		氏名	
	住所	(〒 —)	
	電話番号		
	FAX 番号		
土 地 管 理 者	(ふりがな)		
	氏名（法人の場合は事業者名）		
	代 表 者 ※	役職	
		(ふりがな)	
		氏名	
	住所	(〒 —)	
	電話番号		
	FAX 番号		

※印の欄は法人の場合に記載すること

2 管理の方法等の概要

発電予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
管理の方法	太陽光発電施設等の維持管理において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に✓印を付けること。	
	条例の施設基準に従った維持管理を行うこと。	☐
	定期的に事業区域内を巡回・安全確認を行うこと。	☐
	定期的に事業区域外へ悪影響がないか巡回・安全確認を行うこと。	☐
	事故・災害があった場合、適切に現状復旧すること。	☐
	届出内容に変更があった場合は、県に変更届出等を行うこと。	☐
	土地所有者と設置者又は管理者において、廃止後の措置及び責任の所在等について書面により明確にすること。	

3 廃止後において行う措置に関する計画の概要

廃止予定日	年 月 日	
施設撤去予定	撤去開始予定日： 年 月 日	
	撤去完了予定日： 年 月 日	
撤去後の計画	廃棄物の処理について	
	景観上及び防災上の措置について	
施設基準への適合状況	施設基準の概要	
	適／不適	
	廃止後は、工作物を速やかに撤去すること。	
	工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。	
	事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。	

4 その他知事が必要と認める事項に関する概要

管理の項目	施設基準の概要	管理の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	管理の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
保守点検・維持管理	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。		

17 （参考）太陽光発電施設の設置工事等に関する主な法令等一覧（県所管分）

※本一覧は太陽光発電施設の設置工事等に関する県所管の主な法令等の一覧であり、工事等の内容によっては他の法令等の手続が必要となる場合があります。
 ※本一覧は県が所管する法令等であり、これ以外に市町が所管する法令等の手続が必要な場合があります。

法 令 等 の 名 称	規制の概要	本庁 所管課室	県民局・県民センター所管課	太陽光発電施設の設置に伴う規制対象行為
農業振興地域の整備に関する法律	・農業振興地域整備計画との調整及び指導	総 合 農 政 課	農林(水産)振興事務所 農政振興(第1)課	・農振農用地での設置は原則不可
農 地 法	・農地等の転用の許可制度	総 合 農 政 課 (農地管理調整班)	農林(水産)振興事務所 農政振興(第1)課 (ただし、神戸市、明石市は同市農業委員会の所管) ※市街化区域内農地は市町農業委員会への届出	・農地を農地以外のものにする者は、あらかじめ知事等の許可を得なければならない(4条) ・農地又は採草放牧地をそれら以外のものにするため、所有権の移転・使用収益権の設定をする当事者は、あらかじめ知事等の許可を得なければならない(5条)
土 地 改 良 法	・土地改良財産の他目的使用の制限	農 地 整 備 課	土地改良事務所及びセンター (阪神北県民局においては阪神農林振興事務所)	・土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げる行為
農業用ため池の管理及び保全に関する法律、 ため池の保全等に関する条例	・ため池付属施設以外の施設の設置の制限	農 地 整 備 課		・ため池の農業用水の安定供給、災害の発生の防止、 多面的機能の発揮に支障が生じる行為
地 す べ り 等 防 止 法	・地すべり防止区域における現状改変等の行為の制限	砂 防 課 農 地 整 備 課 治 山 課	各土木事務所、各農林振興事務所 (土地改良事務所及びセンター)	・地すべり防止区域における現状改変等の行為
自 然 公 園 法	・自然公園における開発行為等の制限	自 然 鳥 獣 共 生 課	環境課 (阪神北、東播磨、北播磨、西播磨、 但馬、丹波県民局)	・＜特別地域＞太陽光発電施設の新築、改築及び増築で、土地に定着させるもの ・＜普通地域＞同一敷地内の地上部の水平投影面積の和が1,000㎡を超える太陽光発電施設の新築、改築及び増築 ※H29.3.28「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」でさらに詳細な要件が追加
兵庫県立自然公園条例				

法 令 等 の 名 称	規制の概要	本庁 所管課室	県民局・県民センター所管課	太陽光発電施設の設置に伴う規制対象行為
環境の保全と創造に関する条例	・自然環境保全地域等における現状改変等の行為の制限		—	・＜特別地区＞建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること【許可行為】 ・＜普通地区＞高さ 10m 又は水平投影面積 200m² を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること、土地の形質を変更すること【届出行為】
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・特別保護地区における立木の伐採・土地の改変の許可制度	自 然 鳥 獣 共 生 課	農林(水産)振興事務所 森林課、里山・森林課(阪神)、森林第1課(光都)、森林第2課(朝来)	・工作物の新改増築、水面の埋立て、木竹の伐採(条例で定める軽微なものを除く)
森 林 法	・地域森林計画対象民有林における開発行為の許可制度 ・保安林における開発行為等の制限	治 山 課	農林(水産)振興事務所 森林課、里山・森林課(阪神)、森林第2課(光都)、森林第1課(朝来)	・地域森林計画の対象となっている民有林において、面積が 0.5ha を超える規模で開発を行う場合、県知事の許可が必要 ・保安林に指定された森林での転用行為は原則禁止
	・地域森林計画対象民有林における伐採の届出制度	林 務 課	農林(水産)振興事務所 森林課、里山・森林課(阪神)、森林第1課(光都)、森林第2課(朝来)	・地域森林計画の対象となっている民有林において、立木の伐採を行う場合、事前に市町への届出が必要
土 壌 汚 染 対 策 法	・一定規模(3,000 m ²)以上の土地の形質変更の届出制度	水 大 気 課 水 質 班	—	・一定規模(3,000 m ²)以上の土地の形質変更を行う 30 日前までに届出が必要
環境影響評価法、環境影響評価に関する条例	・環境への影響について調査、予測及び評価に係る手続を定めた制度	水 大 気 課 審 査 情 報 班	—	・出力 4 万 kW 以上は法に基づく手続、事業区域面積 5ha 以上は条例に基づく手続が必要(神戸市を除く)。
小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針	・自然環境調査の実施及び報告について定めた制度			・森林の伐採を伴うもの又はため池の水面上に設置するものは、工事着手の 60 日前までに調査結果報告書の提出が必要(神戸市を除く)。
産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	・外部から搬入した土砂により一定規模(1,000 m ² 以上、1m 超)以上の土砂埋立等を行う場合の許可	環 境 整 備 課	環境課 (神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市の区域を除く。)	・一定規模以上の土砂埋立等を行う場合には、事前に許可を受けることが必要(県許可は神戸、姫路、尼崎、西宮市の区域を除く。)

法 令 等 の 名 称	規制の概要	本庁 所管課室	県民局・県民センター所管課	太陽光発電施設の設置に伴う規制対象行為
道 路 法	・道路管理者以外の者が行う工事の承認制度 ・道路の占用の許可制度 ・道路の汚損や通行に支障を及ぼす行為等の禁止	道 路 保 全 課	土木事務所 管理課（管理第1課）	・道路区域における工事の承認 ・道路区域における占用の許可
河 川 法	・河川区域における占有、土石等の採取、工作物設置等の許可 ・河川保全区域における土地形状変更、工作物設置の許可	河 川 整 備 課	土木事務所 管理課（管理第2課） 港管理事務所 業務管理課	・河川区域における占有、土石等の採取、工作物設置等の許可 ・河川保全区域における土地形状変更、工作物設置の許可
総 合 治 水 条 例	・開発行為に伴う重要調整池設置に係る届出制度	総 合 治 水 課	土木事務所 管理課	・雨水の流出増を伴う 1ha 以上の開発行為において、開発行為の届出（第 11 条 1 項）及び重要調整池の設置（第 11 条 2 項）の義務が生じる。
砂 防 法	・砂防指定地内における行為の制限	砂 防 課	土木事務所 管理課	・砂防指定地内において、工作物の新築、木竹の伐採、土地の掘削・盛土・切土により土地の形質を変更する等の行為をしようとする場合は許可が必要
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・急傾斜地崩壊危険区域における現状改変等の行為の制限			・急傾斜地崩壊危険区域内において、工作物の設置、のり切・切土・掘さく・盛土、立木竹の伐採等の行為をしようとする場合は許可が必要
地すべり等防止法（再掲）	・地すべり防止区域における現状改変等の行為の制限			・地すべり防止区域内において、のり切・切土、工作物の新築をしようとする場合は許可が必要
国 土 利 用 計 画 法	・土地取引の届出制度	都 市 計 画 課	—	・届出対象面積以上の土地の売買等の契約を締結した場合、届出が必要
大規模開発及び取引事前指導要綱	・民間大規模開発計画において、開発行為に必要な許認可の申請等に先立つ事前協議	建 築 指 導 課	—	・神戸市域を除く 10ha 以上の民間大規模開発計画において、開発行為を目的とした土地の所有権等を取得しようとする場合には、開発行為に必要な許認可の申請等に先立ち、事前協議及び知事の同意が必要。
景観の形成等に関する条例	・大規模建築物等に対する指導・助言	都 市 政 策 課	土木事務所 まちづくり建築課 （阪神北、北播磨、中播磨、東播磨、但馬、丹波、淡路県民局）	・大規模建築物等（高さ 12m 超、土地の面積 500 m ² 超など）に該当する工作物（太陽光発電設備）は、大規模建築物等景観基準への適合が必要。かつ、建築基準法における工作物に該当する場合は届出が必要。

法 令 等 の 名 称	規制の概要	本庁 所管課室	県民局・県民センター所管課	太陽光発電施設の設置に伴う規制対象行為
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	・近郊緑地保全区域における開発行為等の届出制度	公園緑地課	宝塚土木事務所 管理第1課（三田市、猪名川町のみ）	・工作物（太陽光発電設備）の新築、それに伴う土地の形質変更、森林の伐採を行う場合、届出が必要である。
都 市 緑 地 法	・特別緑地保全地区内における現状改変行為に対する許可制度		—（市が所管）	・＜緑地保全地域＞工作物（太陽光発電設備）の新築、それに伴う土地の形質変更、森林の伐採を行う場合、届出が必要である。 ・＜特別緑地保全地区＞工作物（太陽光発電設備）の新築、それに伴う土地の形質変更、森林の伐採を行う場合。許可が必要である。
風致地区内における建築等の規制に関する条例	・風致地区内における開発行為等の許可制度		—（市が所管）	・工作物（太陽光発電設備）の新築、それに伴う土地の形質変更、森林の伐採を行う場合。許可が必要である。
宅地造成及び特定盛土等規制法	・宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域（改正前の宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域）における宅地造成工事の許可制度	建築指導課	土木事務所 まちづくり建築課（ただし、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市及び三田市は市の所管）	・宅地造成工事等規制区域又は特定盛土等規制区域内において一定規模以上の造成工事等を行う場合許可が必要である。 ・特定盛土等規制区域において一定規模以上の造成工事等を行う場合（許可が必要な場合を除く）は届出が必要である。
文 化 財 保 護 法	・国及び県指定史跡名勝天然記念物における現状変更等の行為の制限 ・周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発行為等の届出制度（※・国選定重要文化的景観における現状変更等の届出等）	文化財課	—	・国指定有形文化財及び史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者はあらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならない。 ・国登録有形文化財に関し、その現状を変更しようとする者は、現状変更をしようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。 ・県指定有形文化財及び指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者はあらかじめ兵庫県教育委員会の許可を受けなければならない。 ・県登録有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更

法 令 等 の 名 称	規制の概要	本庁 所管課室	県民局・県民センター所管課	太陽光発電施設の設置に伴う規制対象行為
兵庫県文化財保護条例				し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 20 日前までに、県教育委員会に届け出なければならない。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地内で土地の発掘をしようとする者は 60 日前までに届け出なければならない。 (※国選定重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。) (※市町が定めた伝統的建造物群保存地区内における現状を変更する場合、あらかじめ市町の教育委員会の許可を受けなければならない。)

18 各市町受付窓口一覧

市町	部 署	電話番号
神戸市	都市局 都市計画課	078-595-6710
姫路市	都市局 まちづくり部 まちづくり指導課 盛土規制担当	079-221-2495
尼崎市	経済環境局 環境部 環境創造課	06-6489-6301
明石市	都市局 住宅・建築室 開発審査課 環境産業局 環境室 環境創造課 脱炭素推進係	078-918-5087 078-918-5786
西宮市	環境局 環境総括室 環境企画課	0798-35-3818
洲本市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0799-24-7611
芦屋市	都市政策部 都市戦略室 まちづくり課 開発指導係	0797-38-2071
伊丹市	都市活力部 都市整備室 都市計画課 開発指導グループ	072-784-8066
相生市	市民生活部 環境課 環境政策係	0791-23-7131
豊岡市	都市整備部 都市整備課 景観政策係	0796-23-1712
加古川市	都市計画部 まちづくり指導課 開発指導係	079-427-9261
たつの市	市民生活部 環境課 生活環境係	0791-64-3150
赤穂市	市民部 環境課 環境係	0791-43-6821
西脇市	建設水道部 建築住宅課 建築担当	0795-22-3111
宝塚市	環境部 環境エネルギー課	0797-77-2361
三木市	都市整備部 建築住宅課 指導係	0794-82-2000
高砂市	都市創造部 都市住宅室 都市政策課	079-443-9033
川西市	都市政策部 建築指導課	072-740-1204
小野市	地域振興部 まちづくり課 都市計画係	0794-63-1884
三田市	産業振興部 里山保全課 保全係	079-559-5226
加西市	建設部 建築課 建築係	0790-42-8757
丹波篠山市	まちづくり部 地域計画課 景観室	079-552-1118
養父市	まち整備部 土地利用未来課 土地利用・建築グループ	079-664-1410
丹波市	建設部 都市住宅課 都市計画係	0795-74-2364
南あわじ市	産業建設部 都市政策課 都市計画係	0799-43-5227
朝来市	都市整備部 都市政策課 都市管理係	079-672-6127
淡路市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0799-64-2533
宍粟市	産業部 森林環境課 環境企画係	0790-63-3065
加東市	市民協働部 生活環境課 環境政策係	0795-43-0502
猪名川町	まちづくり部 都市政策課 都市計画担当	072-766-8704
多可町	生活安全課	0795-32-4777
稲美町	地域整備部 都市計画課 都市計画係	079-492-9143
播磨町	都市基盤部 都市計画課 建築土地利用係	079-435-2366
神河町	建設課	0790-34-0964
市川町	住民環境課	0790-26-1011
福崎町	まちづくり課 都市計画係	0790-22-0560
太子町	経済建設部 まちづくり課 都市計画係	079-277-5992
上郡町	建設課 まちづくり係	0791-52-1117
佐用町	建設課 道路河川室 計画推進係	0790-82-2019
香美町	建設課 建設管理係	0796-36-1961
新温泉町	企画課 DX・情報推進係	0796-82-5624